

米軍基地関係特別委員会記録
＜第2号＞

平成25年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成25年3月27日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成25年3月27日 水曜日
開 会 午前10時31分
散 会 午後7時50分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 陳情平成24年第128号、同第129号の2、同第136号、同第168号、同第169号、同第171号の2、同第172号、同第173号、同第182号、同第204号、陳情第15号、第24号、第25号の2、第26号及び第27号
- 2 閉会中継続審査（調査）について
- 3 参考人招致について

出 席 委 員

委 員 長	新 垣 清 涼 君
副 委 員 長	又 吉 清 義 君
委 員	末 松 文 信 君
委 員	中 川 京 貴 君
委 員	具 志 孝 助 君
委 員	仲宗根 悟 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	玉 城 義 和 君
委 員	吉 田 勝 廣 君

委員 嘉陽宗儀君
委員 呉屋宏君
委員 比嘉京子さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	又吉進君
知事公室基地対策課長	池田克紀君
総務部税務課長	金城聡君
環境生活部環境企画統括監	下地岳芳君
環境生活部環境政策課長	大浜浩志君
環境生活部環境保全課長	上原栄淳君
福祉保健部保健衛生統括監	国吉広典君
農林水産部農政企画統括監	平敷昭人君
土木建築部土木整備統括監	金城淳君
土木建築部海岸防災課副参事	松田了君

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

前田政明委員の御逝去に伴う後任の委員として、3月13日の本会議において、嘉陽宗儀委員が選任されましたので、御報告いたします。

それでは、新たに本特別委員会委員に選任されました嘉陽委員、一言御挨拶をお願いします。

(嘉陽委員挨拶)

次に、陳情平成24年第128号外14件及び閉会中継続審査・調査についてを一

括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境生活部環境企画統括監、福祉保健部保健衛生統括監、農林水産部農政企画統括監及び土木建築部土木整備統括監の出席を求めています。

まず初めに、陳情平成24年第128号外14件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、又吉公室長から執行部を代表して、前田委員の長逝に対する哀悼の意の表明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願はゼロ件、陳情は継続10件、新規5件となっております。

まず、継続審議となっている陳情10件につきましては、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に、大幅な変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の19ページをごらんください。

陳情平成25年第15号米軍ゴルフ場での日本人利用に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

日米地位協定第15条第1項(a)では、米軍の諸機関が運営しているゴルフ場等の娯楽施設は、米軍人及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するために設置するとなっており、同趣旨に沿って、管理・運営されるべきであると考えております。県としては、米軍基地内ゴルフ場等の諸機関は、同協定第15条第1項(a)に基づき、日本国の租税が免除されていることから、日本人の利用の際の具体的な制限の内容や利用手続等について、課税の公平性の観点から明確な規定を設ける必要があると考えており、日米地位協定の見直しを求める中

で、日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記することを求めているところでもあります。

次に、20ページをごらんください。

陳情平成25年第24号高江ヘリ・オスプレイパッド建設工事の即時中止と土砂崩落事故の原因究明を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1の後半部分について、陳情平成24年第128号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2について、県環境生活部では去る2月13日に現場への立入調査を実施しております。当該立入調査についてはヘリパッド移設工事に係り、国が自主的に実施した環境影響評価に基づく希少な植物種の移植後の状況及び赤土等流出防止条例に基づく流出防止措置等の確認を目的として、事業者である国に申し入れして実施されたものであります。専門家やメディア等の立ち入りについては、適宜、当該部局において対応を検討するものと考えます。

3について、陳情平成24年第128号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、22ページをごらんください。

陳情平成25年第25号の2 沖縄における枯れ葉剤汚染の真相解明を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1について、去る2月19日、米国防総省が、沖縄の枯れ葉剤に関する報告書を日本政府関係者に説明したとの報道を受け、県は外務省に対し、事実関係の確認と内容の公表を求めたところでもあります。その後3月8日、米国防総省が同報告書を公表したことを受け、県は、外務省に対し、同報告書の内容について、県民や県、関係市町村に対し、十分に説明することを要請したところでもあります。

2について、米国防総省が公表した報告書によると、これまで沖縄においてオレンジ剤が関連したとの疑惑が持たれている事象について、既知かつ入手可能な全ての記録を徹底的に調査した結果、これらの事象におけるオレンジ剤の関連性、または沖縄への運搬、使用、埋蔵等の記録は、発見されなかったとしております。県としましては、引き続き、同報告書の内容を精査するとともに、関係機関と連携しながら、新たな事実関係も含めて情報収集を行ってまいりたいと考えております。

3について、県としては、文書の翻訳の公開など可能な限り検討してまいりたいと考えております。

次に、24ページをごらんください。

陳情平成25年第26号奄美・琉球諸島の世界自然遺産登録に関する陳情につき

まして、処理概要を御説明いたします。

3のヘリパッド建設に係る部分について、陳情平成24年第171号の2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

3の辺野古・大浦湾における米軍基地建設に係る部分について、県は、普天間飛行場の代替施設について、日本国内の他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えており、政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むよう、強く求めているところであります。

6、7について、米軍基地から派生する環境問題については、その影響が基地内にとどまらず、周辺住民等の生活環境に影響を与えることから、県は、日本国における合衆国軍隊の活動への環境保全に関する国内法の適用等、日米地位協定の見直しを求めているところであります。県としては、今後とも沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協や渉外関係主要都道府県知事連絡協議会一渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に日米地位協定の見直しを求めてまいりたいと考えております。

以上で、知事公室の所管に係る陳情15件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境生活部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地岳芳環境企画統括監。

○下地岳芳環境企画統括監 環境生活部関連の陳情につきまして、御説明いたします。

環境生活部関連の請願はゼロ件、陳情は継続4件、新規4件となっております。

初めに、継続審議となっている陳情4件につきましては、処理概要に変更がありませんので、説明は省略させていただきます。

次に新規の陳情につきまして、処理概要を説明いたします。

お手元の資料20ページをごらんください。

陳情平成25年第24号高江ヘリ・オスプレイパッド建設工事の即時中止と土砂崩落事故の原因究明を求める陳情について、御説明いたします。

1の前半部分について、今回の崩落事故については、当該工事との関連性が想定されることから、現在、県は、沖縄防衛局に対し、崩落の原因や崩落箇所
の赤土等流出防止対策等について詳細な報告を求めているところであります。
県としましては、今後、沖縄防衛局からの報告の内容を精査した上で、赤土等
流出防止について適切に指導等を行っていきたいと考えております。

次に、22ページをごらんください。

陳情平成25年第25号の2 沖縄における枯れ葉剤汚染の真相解明を求める陳情
につきましては、知事公室長より処理概要を説明しておりますので、説明を省
略いたします。

続きまして、24ページをごらんください。

陳情平成25年第26号奄美・琉球諸島の世界自然遺産登録に関する陳情につい
て御説明いたします。

1及び5について、世界自然遺産の登録に当たっては、国立公園化等による
保護担保措置が必要になりますが、米軍基地については保護担保措置がとれな
いため、現時点では北部訓練場は国立公園等の対象地域とはならないと考
えております。

2及び4について、世界自然遺産登録の推薦書をユネスコに提出した後で、
IUCNはユネスコの依頼を受けて現地調査を行い、推薦物件の価値や保護状
態、今後の保護管理計画などについての評価を行うこととなりますが、その際、
米軍基地の情報を求められた場合は、環境生活部が所管することになると考
えております。

6について、平成25年1月に発生したヘリパッド建設地における土砂崩落に
ついて、県は、赤土等流出防止条例に基づき、事業者である沖縄防衛局に対
して立入調査が早急に実施できるよう申し入れ、同年2月13日に立入調査を
実施しております。なお、県は、沖縄防衛局に対し、崩落の原因や崩落箇所
の赤土等流出防止対策等について詳細な報告を求めているところであります。

8について、本県は、亜熱帯海洋性気候のもと、島嶼性という生物多様性に
富んだ自然環境であることを踏まえ、沖縄県環境影響評価条例では特別配慮地
域を定め、一般的な地域よりも小規模な事業から環境影響評価手続を適用し、
本県の環境の保全に資することとしております。また、今回の条例改正にお
いて、事業の計画段階から環境配慮を行う配慮書手続等の新たな手続を盛り
込むこととしており、環境により配慮した環境影響評価制度の推進に資する
ものと考えております。

続きまして、27ページをごらんください。

陳情平成25年第27号沖縄防衛局による公有水面埋立承認申請に関する陳情に

ついて御説明いたします。

1について、平成23年12月28日に県へ送付された環境影響評価書については、環境影響評価手続の最終段階にもかかわらず、準備書に対する知事意見に十分に対応されておらず、また、評価の結果も適切ではないなど多くの問題点がありました。そのため、飛行場事業については25項目175件の不適切な事項を、埋立事業については36項目404件の不適切な事項を指摘した上で、当該評価書で示された環境保全措置等では、事業実施区域周辺の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能と考えるとの知事及び免許等権者の意見を述べたところであります。

2について、平成24年12月18日に県へ送付された補正後の環境影響評価書について、県としては、評価書に対する知事及び免許等権者の意見で指摘した不適切な事項への対応状況について、現在、その内容を確認しているところであります。

以上、環境生活部に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境生活部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、福祉保健部保健衛生統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

国吉広典保健衛生統括監。

○国吉広典保健衛生統括監 福祉保健部関連の陳情につきましては、継続の1件となっており、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 福祉保健部保健衛生統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金城淳土木整備統括監。

○金城淳土木整備統括監 土木建築部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、新規1件となっております。

資料の27ページをお開きください。

陳情平成25年第27号沖縄防衛局による公有水面埋立承認申請に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

記の1及び2につきましては、処理概要が環境生活部と同じですので、説明は省略させていただきます。

記の3について、平成25年3月22日に県へ提出された公有水面埋立承認申請書については、行政手続法、公有水面埋立法等の関係法令にのっとり対応してまいりたいと考えております。

以上で、土木建築部の所管に係る陳情1件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農政企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平敷昭人農政企画統括監。

○平敷昭人農政企画統括監 それでは、農林水産部関係の陳情について、御説明いたします。

27ページをごらんください。

農林水産部関係の陳情は1件、陳情平成25年第27号でございますが、先ほどの土木整備統括監が説明した処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 農林水産部農政企画統括監の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

○新垣清涼委員長 質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 この移設問題についてですが、県外移設をずっと説明されていますが、県外移設のための具体的な努力を今までなさっているのかどうか。もし、なさっているのならばその具体的な中身を説明してもらえますか。

○又吉進知事公室長 普天間飛行場代替施設の県外移設につきましては、御承知のように政府が最低でも県外という方針をもとに戻して、現行の日米合意案に基づいて進めるといふ姿勢を依然として維持しているわけです。県としては、知事の公約に県外移設を掲げ、知事が当選して以降、累次にわたりまして閣僚一内閣総理大臣含めまして、日米の政府に対して最も県外移設が合理的であると、辺野古移設は事実上不可能であるといったことを申し上げまして、そういう申し入れ等を続けてきたということでございます。

○嘉陽宗儀委員 25ページの処理方針では、県外移設及び早期返還実現に向け真摯に取り組むように政府に求めるということですよ。具体的には、県外という場合には広いわけだから、政府に要請するだけではなくて具体的な取り組みを何かしていますか。

○又吉進知事公室長 この箇所一移設先を選定し、それを仮にそういった方針になったときに調整を行う、そういった責任は全て、一義的に政府にあると考えております。したがって、今のところは政府は方針は変えていないわけですが、やはり県外移設、現行の方針を見直していただきたいということは政府に対して再三申し上げているわけでございます。

○嘉陽宗儀委員 もちろん沖縄に関する特別行動委員会—S A C O合意—日米両政府の合意ですから、今の知事公室長の態度でいいと思います。やはりそうしますと、今、日米両政府は沖縄県民側の要望に基づいて県外移設を具体的に検討しているかということ、あくまで辺野古推進という立場ですよ。そうしますと、今の県の姿勢を実現するためには、日米両政府の辺野古推進ということについて、やはりこれはできませんよということで、正面から突破しなくてはいけないと思いますが、決意はありますか。

○又吉進知事公室長 これは再三知事が申し上げております。それは理由のないことではありませんで、辺野古移設案が事実上不可能と申し上げております

けれども、知事の言葉をかりますと、やはりここに公有水面埋立申請が実際に提出されているわけですが、今後のプロセス等を考えますと大変な反対運動が起きる、これは知事の言葉でございます。また、それ自体が大変時間がかかると、それは固定化とほぼ変わらないということを考えますと、県外の飛行場のある場所に移すことが合理的であると主張しているわけでございます。

○嘉陽宗儀委員 よそに移せば解決する問題ではなくて、がんの痛みはよそに移しても、やはりこれはなくなりません。がんは取り除く以外ないということはずっと言ってきました。それからしますと、世界一危険な普天間基地を本土のどこかで引き受けてほしいと言っても不可能だと思います。そうであれば一沖縄県民の危険性除去、負担軽減というのであれば、普天間基地を即時無条件に撤去せよと、閉鎖せよということのほうが現実的だと思いますが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 今、この問題の原点が普天間飛行場の危険性、住民の負担ということにあるという点では、委員と考えは一致していると思います。しかしながら、これは従前からずっと言い続けて、県が主張し続けていることですが、やはり無条件即時撤去という考え方は県としては現実的であるとは考えておりません。やはり移設、返還、しかしながら移設は県外であるということが県の考え方でございます。

○嘉陽宗儀委員 即時閉鎖ということが難しいというのであれば、今の普天間飛行場というのは日本の航空法上は飛行場ではありません。普天間基地の使用実態は、やはり住民の皆様方が許容限度を超していると、大変であると、受忍限度を超しているという苦しみの実態についてはよく理解していますよね。

○又吉進知事公室長 何を持って受忍限度とするかといいますと、いろいろと考えがあるでしょうけれども、県としてはやはり極めて危険性の高い、住民生活に負担を与えている飛行場であると認識しております。

○嘉陽宗儀委員 S A C O 合意が結ばれてから、移設について具体的に取り組み始めてからでもなかなか動きません。始めてから何年になりますか。

○又吉進知事公室長 ことしで17年と承知しております。

○嘉陽宗儀委員 この17年間において、辺野古への移設問題の具体的な進展はありましたか。

○又吉進知事公室長 何をもって進展かということもございます。ただ、日米両政府が普天間飛行場の危険性の除去について一定の配慮なり、熱意を持ってやっているということは認めていいと思います。しかしながら、再三申し上げておりますように、辺野古への移設は、現状においては事実上困難であると県は考えているところでございまして、そういう意味では、辺野古移設につきましては、県は県外移設が早いと言っているわけでございます。

○嘉陽宗儀委員 危険性の認識が一致しているのであれば、移設できるかどうかということからいえば不可能、具体的には不可能に近いですよ。17年たってもだめですし、今からあと何年たてば県民がわかりましたと納得するかというところとそういう見通しは全くないわけですから、将来にわたっていつまでにできるということはないわけですから、少なくとも危険性の除去という問題では、全面撤去と言わなくてもオスプレイを飛行させないとか、CH46やCH53の飛行をストップするとか、実態として、普天間飛行場を閉鎖状況にするということは、撤去しなくても可能性はありますか。

○又吉進知事公室長 運用の面につきましては、当然、オスプレイにつきましては、県民の不安が払拭されていないと、配備計画の見直しを引き続き求めています。また、普天間飛行場の騒音問題あるいはそこで起きる事故については、やはり低減、ゼロにするように政府として努力をするべきであると申し上げております。

○嘉陽宗儀委員 県民総意としてオスプレイを絶対に認めないというのに、県民負担の軽減のためにオスプレイ配備をすると日米両政府は言っていますよね。沖縄県民に負担を押しつけるためではなくて、県民の基地負担の軽減のためにオスプレイに交代するのだと。それはどう思いますか。

○又吉進知事公室長 オスプレイの配備が県民負担の軽減という論理は、私は聞いておりません。オスプレイの配備はいわゆるこの地域の抑止力を高めて、この地域を安定するという観点で話をされていると思います。しかしながら、オスプレイに関しては、先ほど申し上げましたように、県民の不安が払拭されていないという中で、配備中止を求めて計画の見直しを求めているという状況

でございます。

○嘉陽宗儀委員 これまで抑止力論をこの米軍基地関係特別委員会でどれだけやってきたのかわかりませんが、アメリカ合衆国自身が、在沖米軍、在日米軍は日本を守るため、沖縄を守るためではないということをはっきりとさせていますので、あくまでよその国、イラン、イラク、アフガニスタンを含めて海外での戦争のために使う基地ですから、そういうことをはっきりとさせて、抑止力になるわけではないということを経の立場からも日米両政府に物言いするべきではないですか。

○又吉進知事公室長 今の委員の御質疑は本会議でも恐らくなされた御質疑で、ワインバーガーの言葉を引用されたものだと思います。その言葉は、いわゆる日本を守るためだけにあるのではないという趣旨であったと思います。いずれにしましても、日米安全保障条約が締結されておりまして、締結国としての我が国の責務があって、それ自体がこの地域の安定に貢献しているという認識は県としてはございます。しかしながら余りにも過重な基地の負担を軽減されるように努力するべきだということが県の立場です。

○嘉陽宗儀委員 この議論は引き続きにして、前に進みます。

27ページ陳情第27号、環境影響評価書についてお聞きします。この処理概要を見ますと、埋立事業について36項目404件の不適切事項を指摘した上で、当該評価書で示された環境保全措置等では事業実施区域周辺の生物環境及び自然環境の保全を図ることは不可能と考えるということ述べていますが、この中身について説明をしてください。

○下地岳芳環境企画統括監 これは事業者である沖縄防衛局から出されました評価書について、その飛行場部分は条例に係る分でございます。公有水面埋立法に係る部分を合わせて条例部分が25項目の175件、法に係る部分が36項目の404件です。いろいろと詳細な、例えば、オスプレイの排気による生活環境、自然環境の影響とか、周辺のバード・ストライクであるとか、埋め立ての話だとか、そういったもろもろを合わせて多くの意見を述べたということでございます。その結果として、この措置では自然環境及び生活環境の保全は不可能であるという結論を出したということでございます。

○嘉陽宗儀委員 そうしますと、皆さん方の立場からいけば、埋立事業につい

では認められないということに当然、結果としてそうなると思います。これは実際上埋立免許はどうするかということは、土木建築部ですよね。ここの調整は一埋立免許権者には意見を言うのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 今、委員がおっしゃっているのは、先だつての埋立申請の絡みですね。この場合は、土木建築部のほうから、国土交通省の通知に基づいて環境生活部の意見を求めるということになりますので、私どもはそのときに、評価書の段階で知事意見を言ったものについてしっかりと対応しているかどうかの確認、あるいは精査をしていくというスケジュールになります。

○嘉陽宗儀委員 泡瀬干潟の埋立免許の際にも、向こうには124の絶滅危惧種が生息している、これをきちんと保全しなくてはいけないのではないかということで意見を述べました。結果としては、行政事務手続上これを保全したかどうかは埋立免許と関係ないので、ということで免許を出して、埋め立てに入ったのです。今回も、皆さん方が出した意見についても十分に対処しきれないということがわかって、土木建築部のほう一海岸防災課では結果としては進めるということになりますか。

○金城淳土木整備統括監 土木建築部としましては、環境生活部側の意見を聞いたり、地元の意見とか利害関係人の意見、いろいろな意見を聞きながら審査を進めてまいる所存でございます。

○嘉陽宗儀委員 少なくとも自然環境が破壊される。しかも今、世界自然遺産登録の中で、そういった沖縄の貴重な自然を破壊するようなことについても、泡瀬干潟のように事業認可が進められることになるとそれこそ大問題になりますから、これについては今、沖縄県も沖縄県議会も普天間基地の移設は辺野古ではないということは一致しているのだから、その県民総意の意見を尊重してから海岸防災課の仕事をするべきだと思いますが、どうですか。

○金城淳土木整備統括監 繰り返しになりますが、利害関係人とかいろいろな縦覧期間での意見とか、地元の意見、環境生活部の意見など総合的に審査してまいりたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 24ページ陳情第26号の5の世界自然遺産登録について。これは北部訓練場は、保全のためには手をつけられないという説明ですか。

○下地岳芳環境企画統括監 世界自然遺産登録の絡みで、登録をするためにはまずは国内法で保全措置が担保されていることが大前提でございます。ですから、国内法が現在の北部訓練場という基地に適用できるかというところとできないので、返還後は可能ですが、現在では難しいということをお願いしたところなんです。

○嘉陽宗儀委員 国の森林計画を見ても、森林の保全については、基地であろうがどこであろうが厳格にやるべきとされていますので、基地内だからできませんではなくて、やはり改めて貴重な自然を知恵を使って守っていくという決意で取り組んでもらいたいと思いますが、どうですか。

○下地岳芳環境企画統括監 基本的には委員のおっしゃる気持ちで取り組んでおります。

○嘉陽宗儀委員 きょう土木環境委員会で東村高江のヘリパッドの建設現場を見てまいりましたけれども、崩落しています。それは皆さんは工事と関係あると考えているようですが、どうですか。

○下地岳芳環境企画統括監 委員のみなさんがごらんになったように、斜面部分が崩落して、その対策、応急措置が練られています。我々が赤土等流出防止条例に基づく届け出の区域外と言っているのは、海浜部でないということからそういった話をしています。

○嘉陽宗儀委員 工事と関係あると判断したのですよね。

○下地岳芳環境企画統括監 処理方針でも申し上げていますように、明らかにこの工事との因果関係はないという断定はできませんので、今、関連性があるだろうという想定のもとで、沖縄防衛局に詳細な報告を要請しているところです。

○嘉陽宗儀委員 あの現地は復帰直後、私どもが大衆運動で抗議した場所一ヤンバルの頂上部分を全部切り取られてヘリパッドにされるといって、その一環として、向こうの山も森林状態だったけれども伐採されています。ですから、沖縄防衛局の皆さん方は、もともとここには木はありませんでしたと言っているのですから、私はここにこんなものをつくるなと抗議したほうですから、ありました

と言いました。やはり工事によって崩落が起こっていることは明確ですから。国頭マージは粒子が細かくて、ちょっとした雨でも溶けて流れ出すという性質を持っています。ですから、改めて皆さん方なりにここまできているけれども、これ以上の被害を出さないための努力をするべきだと思いますが、どうですか。

○下地岳芳環境企画統括監 我々も去る2月に立ち入りをしまして、これ以上の公共水域への赤土等の流出があってはいけないということで、その場で口頭でも詳細な報告を求めましたし、改めて文書で詳細な報告を求めていますので、その報告書を精査した上で、しっかりと赤土等の流出がないように指導していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 現場で希少植物の移植を言っていました。私はこれをつくるといふときの議会でも、あのような希少植物、絶滅危惧種は自然体系の中で一生態系の中で保全されるべきであって、植物だけを根っこからどこかに移してきちんと生きますということはまずできないと、必ず枯れてしまうと。できないことをやるということは、するべきではないと私は警告しました。現実はそのなっています。例えば、沖縄市松本にジュリグァーマーチというのがあって、非常に記念すべきものがありましたけれども、道路をつくる時にそれを移設するかどうかという話があったときに私は現在の位置でないと、こういったものは枯れるということを主張しました。ところが当局は、専門家の皆さん方が総がかりでやるので移植しても大丈夫ですと言いましたが、枯れてしまいました。やはり自然の土の恵み、水、土壌、酸性かアルカリ性かという非常にデリケートな中で生物は生きているわけで、その中で生きているからこそ希少価値があるのであって、よそに移すとそれがなくなります。そういう意味では、今後のヘリパッドについても、世界自然遺産登録が問題になっている中では、一つでもこれを枯らさないという努力をさせるべきだと思いますが、どうですか。

○下地岳芳環境企画統括監 委員のおっしゃるとおり、植物にとって最適な場所はもともと生えているところでございます。ですから、やむを得ず移すとなると当然、移植先の気象環境とか、風通しの部分や日照の関係とか、いろいろな条件が絡んできます。私どもは、やむを得ず移す際には専門家の意見をかりながらきちんと適切にこなさないとしています。今回、我々が立ち入りしたときに枯死状態も確認しましたので、この部分につきましては、今後、事後調査報告書が出てきます。その中で、なぜ枯れたのかあるいはどうすれば枯れない措

置ができるのかという部分も含めて、いろいろ適切な対応をしていきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 二、三点聞かせていただきたいと思います。

まず、陳情第26号、今、嘉陽委員から質疑があった部分の6番目、25ページです。その下のほうで、陳情者が、米軍への提供区域への沖縄防衛局立入許可と、それに対して保護に責任を持ってない体制などについてとありますが、これは何を指しているのか説明を求めます。

○下地岳芳環境企画統括監 括弧書きの中の話ということで、お答え申し上げます。私どもは崩落が起こったときに、立ち入り等については、事業者である沖縄防衛局に要請をして立ち入りしましたと。その中で、立ち入りをして相手から説明を求めて、対策についてこれから詳細な確認をして、対応を逆に指示していくと、指導していくという部分で。陳情者がおっしゃっている責任を持ってない体制などというのは、なかなか立ち入りが厳しい状況にあるでしょうという意味合いで受けとめています。ですから、それはできる限りいろいろな手法を使って現場の立ち入りをお願いして、現状を確認するという姿勢でいます。

○中川京貴委員 きょう、土木環境委員会で現場調査を行ってまいりました。御承知のとおり、その調査を行う2週間前に手続をしないと現地に入れず。緊急事態の場合でも2週間の期間を要しなければ入れないのですか。

○又吉進知事公室長 今、委員のおっしゃったことは日米合同委員会合意で、公的機関の立ち入り等についての取り決めがあるということです。ただ、当然ながら県としましては、とりわけ環境につきましては国内法の適用をまずしていただきたいということと、緊急時の立ち入りを認めるようにということは言っています。緊急時の立ち入りが認められたケースがあったかどうかということですが、詳細は手元に持っていませんが、過去にそういう形で2週間を要さずに入った事例はあったと記憶しております。

○中川京貴委員 知事公室長に伺いたいと思います。例えば、その敷地内で火災が発生した場合は、米軍の責任において消火活動をやりますか、それとも地

域の自治体の消防車も入る可能性がありますか。

○又吉進知事公室長 基本的には米軍がみずから消火するべきであると、またそういった規定になっております。もちろん規模に応じては地域の消防と協定を結んで、逆に地域の中で火災が起きたときに米国側に応援を求めると。相互応援という形でやっているところもあるようでございます。

○中川京貴委員 きのうの現場視察では、6カ所の建設予定地のうち1カ所は完了しておりました。後は手続の問題であると。あと5カ所つくる予定なのです。県はその許可を与えていますよね。

○上原栄淳環境保全課長 許可といいますよりも、本事業については赤土等流出防止条例に基づいて、去年一平成24年5月に工事の申請が出されました。この申請の中では、N1地区と、N4-1地区、N4-2地区の3つのヘリパッドの工事の申請が出ていました。ことしの2月末までに、そのうちの1カ所—N4-1地区が終了したということで、今委員のおっしゃるような全地区について許可したということとは少し違ってくると思います。もう一つは、沖縄防衛局は、赤土等流出防止条例に基づいて毎年、工事が終わらなかつたら大体5月から6月ごろにかけて、その年度に工事予定の分を提出してくるという形になっています。また5月以降に、もう一度出てくるのではないかと考えています。

○中川京貴委員 基本的に工事をするとき、平成24年の5月から何月まで工事しますという話だと思います。工事の完了の日は聞いていませんか。それとも、一つ一つそういった要請があるのですか。

○上原栄淳環境保全課長 本事業につきましては、例えば、去年の事業でいいますと、届け出によりますと平成24年7月1日から平成25年2月28日までが工期の予定ということで出されています。工期が終わらなかつたら、また延ばすということもあり得ます。赤土等流出防止条例の中では一特に提出した書類のとおり対策して工事を実施すれば、条例上は特に問題はないと考えております。

○中川京貴委員 現場を見て一番感じたことは、工事に伴って赤土が流出して被害を及ぼしたという陳情等も出ておまして、これは土木環境委員会、米軍基地関係特別委員会の両方に出ています。現場を視察しました結果、沖縄防衛

局の説明ではその下のほうに沢があったりといろいろあるらしいです。沖縄防衛局の水質調査をする機器が下のほうに入っていると。それでは赤土の流出が見られなかったという報告を現場で受けました。ただ、それとは別に、現場に行った人たちは皆、今後もこういった赤土の流出の可能性があるという判断をしたと思います。工事をしてもしなくてもあの急斜面。今後、本当に土砂崩れがないのかということに対して疑問を感じます。何を言いたいかといいますと、そこであと5つの工事をします。そのように県は報告を受けていますよね。仕事を受けるのが県内業者か県外業者かわかりませんが、工事のときに、例えば緊急事態が発生した場合、救急車が中に入れると思いますか。現場に行った人はわかります。知事公室長は現場に行ったことはありますか。

○又吉進知事公室長 N4地区は視察したことがございます。

○中川京貴委員 いつ行きましたか。

○又吉進知事公室長 3年くらい前だと思います。

○中川京貴委員 まず救急車両は現場に入れません。現場に行った人はわかります。それから、歩いて現場まで行かなくてはいけない状況にあったことも事実ですので、ぜひ現場を見ていただきたい。それから、あれを管理するところは沖縄防衛局ですか、県ですか、市町村ですか。

○又吉進知事公室長 まず視察につきましては、やってまいりたいということです。当該工事は沖縄防衛局発注と聞いておりますので、工事管理においては沖縄防衛局が行うものと承知しております。

○中川京貴委員 工事ではなくて、そこの入り口にフェンスがされています。ここから基地提供施設と。道路があります。その間です。今は封鎖されていますが、その地帯の管理は県ですか、市町村ですか、国ですか。

○金城淳土木整備統括監 おっしゃっている区域は恐らく県道70号線のことだと思いますので、県管理です。

○中川京貴委員 土木整備統括監は現場に行ったことありますか。

○金城淳土木整備統括監 はい、行ったことがあります。

○中川京貴委員 緊急事態に入れられない状況を見たことありますか。

○金城淳土木整備統括監 フェンスがされているのは見ました。

○中川京貴委員 緊急車両が入れますか。

○金城淳土木整備統括監 いきなり来てもすぐに開けられる状態ではないのかと。沖縄防衛局関係の方が来られないと恐らく開けられないのではないかと思います。

○中川京貴委員 沖縄防衛局の権限なのでしょうか。具体的に言いたいことは、その中で私たちが説明を受けたことは、沖縄防衛局はあと5つつくると言っています。その工事をすると言っています。そして、県はそれをある意味では容認していますよね。環境基準をクリアしたと言っています。とめる理由はないという説明ですよね。これまでの一般質問や代表質問の中において。そして工事はします。工事の期間中にここでトラブルが発生したり、けが人が出たり、救急車両が入れますかということをお聞きしています。それを県はそのまま入れない状態のまま放っておくのですか。

○又吉進知事公室長 今、委員のおっしゃっているトラブルあるいは緊急事態がどういった想定か理解しかねますが、もちろん工事に伴う事故あるいはそういう不測の事態につきましては、これは一般論ではありますが、消防なり救急車が入れない地域等については、当然事業者なり、あるいは施設の管理権を持つ米軍において十分に検討されるべきであろうと考えております。

○中川京貴委員 私は違うと思います。県道は県の管轄です。知事公室長は現場に行っていないからわからないと思います。まずは見てください。県道、県の管轄内に入れられないようになっていきます一封鎖されています。救急車両であろうが、我々県議会議員の調査権でも入れませんでした。いろいろな団体が行ったでしょうが、とにかく車でも一切入れません。1分、1秒を争うときに県の管理する道路に物があるということは黙認するのですかと聞いています。

○金城淳土木整備統括監 県道敷きであれば当然、県の道路管理者と調整が行

われているものと考えております。

○中川京貴委員 きのう現場を見て、もちろん陳情等も受けて、ぜひ県議会も見てどう思うか判断していただきたいという声もありました。現場を見てきて感じたことは、地域住民がそこにヘリパッドをつくらせないと、地域住民の声もしっかりとありました。ただ対立することもなく異様な雰囲気です。恐らく現場に行った方々は皆さん知っていると思いますが、ある意味では命がけでそこをしっかりとやっている方々がいました。それを対立しないで何とか、県としてトラブルが起きないようにできないかと本当は申し上げたいです。そういう意味では、今の状態でやるのではなくて、もう少し話し合い。例えば、入口だけは緊急事態のために開けてもらうとか、そういった話し合い交渉もするべきではないかと。向こうは向こうの立場があるように、米軍は米軍の立場、沖縄防衛局の立場があると思いますが、きのう現場に行つて一番感じたことは、確かに土砂、赤土の崩落もありました。そして、そこに視察に行く前に県道沿いにもありました。これも何とか対処していただきたい。現場に行く前にも赤土の崩落箇所が二、三カ所ありましたので、その場所も基地内もちろんそうですが、基地外においても対応していただきたい。そういった意味では、県がやるべき仕事をしっかりとやっていただきたいということと、何とか対立を話し合いで解決できる方法はないのかということ、努力はしないのかということなのです。

○又吉進知事公室長 現場に行ったことがないだろうとおっしゃいましたけれども、私も最近には行っていませんが、その現状については逐一報告を受けておりますし、写真等についても確認しております。その状況についても一定程度の理解をしておりますが、先ほど土木建築部からもありましたけれども、県道の管理は一義的に県でございます。したがって、その現場の事業あるいは置かれている状況等といったものを総合的に判断する必要があります。しかしながら、米軍、政府、住民あるいは県という形で十分に理解を促進しながら進めていきたいと考えております。

○中川京貴委員 28ページの陳情第27号、沖縄防衛局による公有水面埋立申請について、最後のほうの3で仲井眞知事が埋め立てを承認しないよう決議を行うことと出ています。この件の処理概要では、平成25年3月22日に県に提出された行政手続法また公有水面埋立法の関係法令とありますが、詳しく説明できますか。その後に対応をしてまいりたいということですが。

○金城淳土木整備統括監 行政手続法では、行政庁はその申請が事務所に到達したときには遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないということや、標準の処理期間を定めなさいとか、求められたときには公開できるようにしなさいというものがあります。公有水面埋立法では、もちろん形式審査から内容審査、ほかのいろいろな手続—地元の意見を聞いたり、3週間の縦覧期間とか、その間に利害関係を有する者の意見書が出せるとか、そういうことが書いてあります。ほかに地方自治法もあります。

○中川京貴委員 次に19ページ、新規陳情第15号で米軍ゴルフ場での日本人利用に関する陳情が出ていますが、実際にこのゴルフ場は幾らでゴルフができて—恐らく米軍の福利厚生施設だと思いますが、幾らでゴルフをして幾らの差がありますか。

○金城聡税務課長 Taiyo Golf Club—タイヨーゴルフ場については、電話で利用料金を確認したところ、6000円を徴収して利用させていると聞いております。5528メートルの延長になっておりまして、18ホールであります。そういう形のゴルフ場として利用されているものと認識しております。

○中川京貴委員 処理概要に日本国の租税が免除されているとありますが、幾ら免除されていますか。

○金城聡税務課長 基地外のゴルフ場については、ゴルフ場利用税というものが課税されております。タイヨーゴルフ場の規模ですと、基地外に一例えば民間事業者が経営するゴルフ場であれば、ゴルフ場利用税として800円程度が課税されるものと思います。

○中川京貴委員 800円だけ安いという認識ではないと思いますが。

○金城聡税務課長 利用者一人当たり800円の課税がありますので、基地内については課税がないということです。1人当たり800円の免除があるということになると思います。

○中川京貴委員 質疑のやり方が悪かったのか、要するにこの租税の800円だけの差ですか。例えば、民間でいくと1万円だったとすると、このゴルフ場では6000円ですから、極端に4000円安いですということなのか。ただ税でいうと、

租税の800円の差なのか。その辺が理解しておりませんので。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、税務課長から基地外にあるゴルフ場には租税が課されるのに、基地内にあるゴルフ場には地位協定上日本国の租税を課さないという不公平が、基地内のゴルフ場の利用が促進されて基地外のゴルフ場経営を圧迫しているのではないかという趣旨の陳情ではないかとの説明がなされた。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 今の陳情第15号からお聞きします。恐らくホールは利用者1人当たり800円の課税、これ以外にも基地内のゴルフ場は利益になる部分があるのではないかということを知りたいのだと思います。陳情者の趣旨は先ほどの答弁のとおりなのだけれども、例えば、施設をつくる時の費用とか、民間だと全部自分で自己負担しますが、その辺も含めて基地内のゴルフ場は、利用者の課税以外にも利益を受けている部分はありませんか。そうでないと、あのような差が出るはずはありません。実は、この陳情者からの資料を見ても、例えば、ウィークリー・ゴルフ・ダイジェスト新春超特大号の中に問い合わせましたら、アメリカ人女性が6000円でできますということを知っていると、わざわざそういう宣伝までしています。ゴルフの雑誌に、こちらは安くできますという宣伝があれこれなされています。ですから、おっしゃるとおり6000円です。民間のところはどれくらい取っていますか。私はゴルフをやっていないのでわかりません。1万円はするのではないですか。そうしますとこの差は800円ではないわけです。個人のゴルフをする時の課税以外の利益もないと6000円で採算がとれるはずがないので、ほかにも利益になっている部分があるのではないかと、土地の確保の場合にどうだったのかとか、いろいろあるのではないですかと、それはわかりますかと聞いています。

○又吉進知事公室長 この問題については少し整理をさせていただきますと、沖縄県は平成12年度以降、日米地位協定の11項目の見直し要望の中に入れていくわけがございます。その理由と申しますのは、先ほど税務課長から話がありましたけれども、まずは税の公平性の問題。通常のゴルフ場ですと民間企業で

ございますので、一定の投資をして企業活動としてやっているわけですから、当然企業活動のコストというものが一般論として対価に一ゴルフ場の利用料金にはね返ってくると。しかしながら、この提供施設の娯楽施設は日米地位協定上、趣旨がいわゆる米軍人、軍属等の福利厚生ということですから、それ以外の用に供するということは、先ほどの税の公平性もそうですし、それと結局は安いほうがあればそこを利用したがることは当然のこととして、客がむしろ民間の企業から流れていってしまうと。そこを、この陳情者は問題にしていると。まさに県もその観点を持って、利用については明確に規定をして、制限をしていただきたいということを政府に対して申し上げているということでございます。

○新里米吉委員 この同様の趣旨のことは数年前にも陳情が出ていまして、そのときにも全会一致で我々は採択をしたわけです。今回また出てきたということは、その後も依然として直っていないという問題です。今言ったように新春号でこのようなことを取り上げられている。さらにはその以前の雑誌とかインターネットを通していろいろな宣伝がされていて、タイヨーゴルフ場コースは米軍のゴルフ場ですが日本人もプレーできますとわざわざ書いています。堂々たるものですね、この宣伝のやり方は。そしてゴルフ場の写真まで出ています。2月に閉鎖された泡瀬ゴルフ場コースにかわってということを書いて、非常に上等なゴルフ場ですと沖縄の方言を使いながらやっているし、プレー料金も最初のころは8000円、11時までのスタートは6500円、14時30分以降は4500円と、このようなことまで書いています。最初のものには6000円ときちんと書いてあります。そのような堂々とかういったある意味違法行為、脱法行為を促して、民間の沖縄のゴルフ場を圧迫するようなことをやっている。これは今回、ここで我々が採択したら、この対応のやり方を県として申し入れをするなり、いろいろとしっかりとやらないと、無視し続けるということが懸念されます。対応をしっかりと考えて、県の所管の部門から、このゴルフ場にも、管理をしている沖縄防衛局にも申し入れをする必要があると思いますが、皆さんはどう思いますか。これはどこが所管ですか。

○又吉進知事公室長 御承知のように、こういった問題につきましては、日米地位協定の見直しの中で、明確に日米地位協定の中でその制限をうたってくださいということを県は申し上げています。したがって、一義的にはこれまで日米地位協定の見直し項目については何度も機会あるごとに申し上げているわけですが、改めてこの陳情者から陳情が出ているということで大変重要だと

考えておりますので、この件につきましてもしっかりと申し入れをしてまいりたいと思います。

○新里米吉委員 次に、先ほども話がありました東村高江のへり、オスプレイパッド建設の関係です。実はきのう初めてあの中を見ました。へりパッドの工事をしている、ならした場所以外は、結構鬱蒼と林が茂っています、木が茂っています。次に予定しているN4-2も見ましたら、45メートルのへりの離着陸するへりパッドの部分はかなり工事がされていて、平たんにされています。その周辺は恐らく25メートルの緩衝地帯の部分に木が生えています。それも鬱蒼と生えていました。帰るときに、あと25メートルつくるときには木を切りますかと言ったら、そうですと言っていました。

ところで、このN4-1の今回崩落したところを見ましたが、物すごく急峻な坂になっています。崖みたいになっています。当然下には沢があるだろうと想定されるような場所でした。そこで新聞報道でも、そこは木がほとんどなかったということを言っていたというので、年配の沖縄防衛局の職員に対して本当になかったと言えますか、25メートルの区域以外はあんなに木が生えているのに、皆さんが25メートルにするところだけ木がなかったとは思えないと言いました。そうしましたら、数はあれほどではありませんが、ありましたと言いました。こう言っているわけで、落ちたところは数本でしたかねとか何とか、その前に見ていないものですから、どうも議論がやりにくかったです。木があったことは認めざるを得ない。ただあの周辺の木が生い茂っているような状況から見ますと、この15メートルの緩衝地帯区域も結構木もあったのだろうと私は想定します。県の環境生活部は、木を切る前にその場所を見たことがあったのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 赤土関係の通知が出る2年前に木を切ったという情報は聞いていますが、現地は確認しておりません。

○新里米吉委員 そうしますと何か水かけ論的な議論にもなりかねません。私は沖縄防衛局が言うように、その15メートルだけ見事に木が大して生えてなかったということは納得できる、ストーンと落ちるような説明ではないと感じます。周辺は木があれだけ生い茂っているのに、15メートルの区域だけ、その工事に合わせるように木が少なかったということは少し考えられない話です。既に次の地域は木が生い茂っていることを見てきましたから、あそこも切った場合にはどのようなになるのか、また事故が起こるかもしれないと言ったら、そこはな

だらかですからと私に説明していました。そういうことで今後、彼らが工事しようというときには事前に県側もしっかりと視察をして、工事前、工事後一木を切る前、後のチェックをしなくてはいけないと思いますが、どうですか。

○下地岳芳環境企画統括監 我々も基本的には委員と考えは一緒であります。例えば、通知書が沖縄防衛局から出ましたら、早速立ち入りを求めて、しっかりと工事前、工事中、工事の完了後というように段階的にチェックをしていきたいと考えております。

○新里米吉委員 N4-1地区を見て、あの現場を見ると、今後も大雨があるとチガヤを植えたぐらいではまた事故が起きかねないと感じましたが、皆さんは専門家としてどう見えていますか。

○下地岳芳環境企画統括監 確かにあの現場を見ますと、急峻な斜面になっていきますので、今は竹のマットを敷いて、チガヤが自然的に植生するような措置をとっております。応急措置の工事、あるいは今の流出防止対策工事も含めて、先ほど申し上げましたとおり、沖縄防衛局に詳細の報告を求めておりますので、それを精査しながら、当然、今後公共用水域に赤土等の流出がないような万全な措置をとるようという指導をしていきたいと思っております。

○新里米吉委員 先ほど質疑がありましたが、向こうで工事中に事故だったり、けがをする人が出た場合に、救急ヘリは十分におりられる状況になっていますが、救急ヘリが使えることはありますか。

○又吉進知事公室長 救急ヘリの利用がどのような状況に想定されるのかは、今答えを持ち合わせていません。委員のおっしゃるような緊急事態でありますとか、あるいはけが人が出る事態がどのような状況で起こるのかということにつきましても、そこは精査をしてまいりたいと思っております。

○新里米吉委員 埋め立ての関係で1点だけ質疑します。マスコミ報道で見たので具体的にはわかりませんが、埋立土砂を民間から購入すると環境影響評価の対象から免れるという趣旨のことが、防衛省の中で話があったかのようなことが報道されておりました。この件については皆さんは聞いていますか。

○下地岳芳環境企画統括監 1700万立米を購入するという部分について、直接

事業者がとる場合には当然環境アセスメントが必要です。ただ、販売業者から購入する場合には環境アセスメントという手続がいらぬということになります。ただし陸上部も200万立米とるという一辺野古の陸地部分からとると言っていますので、その部分については環境アセスメントの対象と考えております。

○新里米吉委員 1700万立米をどこからとるのはよくわかりませんが、海底から土砂をとって埋め立てに使うと。その部分については、環境影響評価の対象にならないと。民間から購入するという方向なので、環境影響評価の対象にならない、当然それは今まで環境影響評価でもされていないと、こういうことですか。

○大浜浩志環境政策課長 全体での埋め立ての土量は2100万立米になります。その中で200万立米につきましては、キャンプ・シュワブの陸上部の整地したところから一いわゆる辺野古のダム周辺の整地から200万立米とると。あと200万立米につきましては、既存のキャンプ・シュワブの中の整地から出てくるものでとるということで、残りの1700万立米を購入していくという形になっております。環境影響評価の中では、今回環境アセスメントをしているのは沖縄防衛局ですけれども、沖縄防衛局が掘削をして土砂をとるということであれば環境影響評価の対象になりますけれども、土砂をとる事業者が一ほかのところからとってそれを確保して、販売することにつきましては、土砂採取業者が環境影響評価をするかどうかという形になります。環境影響評価の制度の中では一法と条例の中では、特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更という形があります。この特定の目的のために行われるかどうかと、一連の事業として行うかということがございますが、この土砂採取業者につきましては、沖縄防衛局に砂を販売するだけでなく、ほかの業者へも販売したいということですので、特定の目的ということについては当てはまらないだろうという形になっていまして、環境影響評価の中では業者は対象外という形になっています。

○新里米吉委員 今の説明からしますと、環境影響評価の対象から外れる可能性が極めて高いということになりますか。

○大浜浩志環境政策課長 事業者の沖縄防衛局のほかに、土砂採取業者が行う分についてはまた別の法令一砂利採取法とかその辺に基づき、環境に配慮して採取量を最小限にとどめたいとか、そういうものがその中でありますので、そ

の中での配慮をしていくという形になると思います。もちろん、土砂採取業者がみずから自主的に環境影響評価を実施することについては妨げるものではありませんけれども、制度上そのような形になっております。

○新里米吉委員 みずからと言われても、制度上の問題があるわけですから、制度上できないとなると大変な問題で、例えば、七、八社なり、10社なりが毎年200平米ずつとって50平米は民間に売りましたと。150平米は埋め立てに使いましたと。こういう形をとってくると、環境影響評価をしないと制度上やらないということになりませんか。

○大浜浩志環境政策課長 先ほどの説明で失念があったのですが、沖縄県環境影響評価条例では、事業者で土石または砂利の採取の事業につきまして、採取する面積が10ヘクタール以上あるものについては環境影響評価の対象です。土砂採取業者においてそのような形で採取するとなれば、そこは土砂採取業者が環境影響評価を行っていただくという形になります。

○新里米吉委員 実際に強行してきた場合に、大規模な土砂の採取が行われる可能性が高くなるわけで。そうしますと、そのほとんどが沖縄近海でとなると、沖縄の海の形状がずいぶん変わってくる一損なわれる、環境上問題が起こる、あるいは漁業にも影響を与える、そういうことは想定されませんか。

○大浜浩志環境政策課長 当然、底質である砂利を採取するという形になると、そこには魚の卵やそういうものがある可能性はあります。ただ、そこを影響があるかということについてはまだ我々も精査していませんが、環境影響評価の中で、環境に配慮をして手続を踏むかということについては、今の制度の中ではないわけですが、先ほど申し上げましたとおり、砂利採取法等に基づきまして、配慮がなされると考えております。

○新里米吉委員 私はこれで終わりますが、これは我々も含めて、県も含めて相当検討していかなくてははいけません。そもそもこのよう状況なのだから、政府のほうはできるだけ自分たちは逃れるようにしようということに苦心しているようなことがうかがえますし、絶対に許してはならないので、そこまでいかない状況をつくるのが大事ではありますが、もしそのようなことになってきたら、今から逃れさせないような研究も県もやる必要があると思いますが、どうでしょうか。

○大浜浩志環境政策課長 事業者が行っている補正された環境影響評価書の中では、やはり土砂の調達に当たっては、有害物質等混入等の汚染の状況の対策としても各環境省の通知に基づいてきちんと対策をとれるような土砂採取業者を一発注の仕様書に入れたりして、きちんと対応をとっていきますと。それから外来種の混入につきましても、生態系に影響を及ぼさないように、発注する際には仕様書に記載して対策をとっていくということを言っています。そういうところで担保がとれると言っておりますけれども、それについては我々としても、その辺のところはきちんとできるような対策をつくらなくてはいけないと考えております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

休憩 午後0時2分

再開 午後1時24分

○新垣清涼委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 新規の陳情第15号ですが、実は前から気になっていて、ちょうど陳情が出てきたので質疑をさせていただきたいです。

これは、県が認識しているのは、いつごろから認識していましたか。

○又吉進知事公室長 県の認識と言われますと、当然私の就任以前の話でありますけれども、少なくとも平成12年の日米地位協定の見直し要求の際には、これを盛り込むという動きをしているわけです。

○呉屋宏委員 確認しておきますが、このゴルフ場は米軍基地内にありますか、外にありますか。

○又吉進知事公室長 提供施設だと承知しております。

○呉屋宏委員 提供施設に民間人が普通に入れるのはなぜですか。

○又吉進知事公室長 そのあたりの解釈を、今私もちっとした答えを持っておりません。ただ、立ち入った際の処罰等につきましては、刑事特別法で規定されているということでございます。

○呉屋宏委員 この刑事特別法で禁止されているものがなぜ取り締まらないのかということが理解できないのですが、なぜでしょうか。

○又吉進知事公室長 その答えというのは、実は県は持ち合わせておりません。

○呉屋宏委員 これは陳情ですから捜査ではない。ただ、これはオープンしたときにその辺の経緯も少し聞かせていただいたのですが、どうも民間とのゴルフ場の金額の問題だということで最初は質問があったのですが、実はここは民間のゴルフ場との金額の調整をしたらしいです。なぜかといいますと、自由に入れるという前提でやっていた。私は中部だからわかりますが、泡瀬ゴルフ場も実は入れました。こういった提供施設に入れるという法律的な根拠が私にはわかりません。教えていただきたいと思っています。

○又吉進知事公室長 これはお答えになるかわかりませんが、日米合同委員会合意が1996年にございまして、そのときにできるものというものが取り決められております。これが日米地位協定上の軍人、軍属及びそれらの家族、それから各ゴルフ場の名誉会員、軍人、軍属並びにそれらの家族に招待された者、基地従業員、慈善事業を行う団体が主催するトーナメント参加者との5点に絞られています。したがって、これを字面どおり読めば、これ以外の一般の方々の利用は制限されてしかるべきであろうと理解できます。

○呉屋宏委員 もし、今の話でいきますと、提供施設である—今の文字どおりにいけば入れないということになるわけですから、この事実関係が米軍基地関係特別委員会で明らかになって、新里委員も言っていましたが、前にもそのようなことがあったということがありますが、県や県警はその後の対処はどうするのですか。

○又吉進知事公室長 今、刑事特別法の運用—要するに一般県民が基地に立ち入った場合の伝達、あるいはいかにして警察がこれを取り締まるかということについては資料がございません。確定的なことは言えませんが、いずれにしま

しても利用を制限していただきたいと県は政府に申し上げておまして、やはりしかるべき利用を制限する措置がとられるべきであると考えています。

○呉屋宏委員 実態として、私は駐車場まで入って行きました。そうしますと、ゴルフだけではなくて、実はそこで昼食がとれます。昼食もとれますし、ショップもあって買えます。ゴルフも当然できます、そればかりではなくて、一番の問題点は、先ほどの料金6000円というのが民間から出てきた陳情の趣旨です。夏場であると相場は今安いところでも6000円、6500円では民間でもできるのですが、しかし冬場はその金額では無理です。冬場は観光客が多いです。今、この実態は観光客も入っています。ですから、先ほど新里委員が示したチラシになります。実は、民間のゴルフ場の一番のネックは観光客がそこに行っているということです。そういうところをやらない限り、民間に金が落ちませんということです。それから泡瀬ゴルフ場とか、今のタイヨーゴルフ場は一私も少しゴルフをやりますので周辺等の話を聞いてみますと、多分、このタイヨーゴルフ場もそうでしょうけれども、沖縄の人や日本の人が入らなければ採算が合わないだろうと言われていています。ですから、そういう実態を黙認しているのかとさえ思っていました。ですから、そこは提供施設になっているということであれば、なぜ提供施設に日本人が入れるのかということをはっきりとやらなければ私はだめだと思えます。これだけではありません。この陳情の中にある知花ゴルフコースもあります。白川分屯地のところに、ショートホールですが、これも普通にやっています。問題なく、民間の人が。ここは外人は来ません、ほとんど沖縄の人しかやりません。ですからそういうことを考えていきますと、民間と米軍と一緒にやれる施設があるのかと、そういう施設なのかと思っていました。知花では、ゴルフコースの横にはソフトボール場が3面くらいあります。そこは日本人も使っています。通常、普通にフリーマーケットもそこでやっています。そういったものは見過ごしているのかと、それともわざと目をつぶっているのかとさえ感じますので、どこまでをやればいいのか、これはあくまでも民業を圧迫をしているからゴルフ場はだめだけれどもフリーマーケットはいいという話になるのか、そのあたりがよくわかりません。浦添市でも屋富祖の向かいぐらいで一基地の中でフリーマーケットをやっていますけれども、そういったものを全て制限にかかるのかということがあります。このあたりはしっかりと整理をする必要があると思えます。このゴルフ場については、恐らく税法違反でもありますし、やらなくてはいけないだろうと思えますが、あとのものについてはどうするのか、その辺も県の方向性をしっかりと決めないと、今グレーゾーンです。フリーマーケットは知事公室長はどう見えていますか。行

ったことありますか。

○又吉進知事公室長 行ったことはございます。念のために申し伝えますと、そこで何かを買ったことはありません。あくまで視察してきたわけです。この種の問題につきましても、宜野湾市役所の向かいの広場を開放する、しないということで、これが宜野湾市の意向に反した運営をされたと、私の知る限りでは司令官の裁量でそこが開放されたり、されなかったということがある。しかしながら、今おっしゃった租税効果あるいは国益というのですか、そういったものに抵触する問題、あるいは地元自治体と現場指揮官との関連とか、そういった側面を見ながら地元市町村とも十分相談をして、やはり言うべきことは言っていくべきだと思います。

○呉屋宏委員 この件は最後になりますが、フリーマーケットは基本的に個人が持ち寄って売っているわけですから、税がどうこうということはないです。私はある程度この辺は目をつぶってもいいのかと思います。ただ、このゴルフ場については民業を圧迫しているということと、税法上好ましくない施設だと思っているので、ここはしっかりとやはりとめるべきだと思います。宜野湾市もそうですよね、宜野湾市役所の前の市民広場も基地の中ですから、そういうところは宜野湾市に幾つかありますので、これをとめられると逆にその周辺自治体が大変なことになる。特に宜野湾市はど真ん中に480ヘクタールとられているわけですから、それがこの広場もなければ本当に子供たちが野球できなくなったりするので、やれるところとやれないところの方向性はしっかりと県は自治体と話し合っ、締めるべきだと思います。その見解でよろしいですか。

○又吉進知事公室長 委員のおっしゃることに賛成でございます。

○呉屋宏委員 新規陳情第27号の公有水面埋立の陳情が出ていますけれども、ここのところがよくわかりませんが、ついこの間、埋立申請が出て、これは通常どおりの流れでいきますと、着工までにどれくらいかかりますか—かかるものですか。今は埋立申請していますけれども、通常どおりに手続きがいったら、最短でどのくらいで工事に着手できるようになりますか。

○金城淳土木整備統括監 標準の審査期間として6カ月半から8カ月半と考えております。

○**呉屋宏委員** 埋め立てを判断するというのではなくて、いわゆるこの申請が出てから、つまり今から埋め立てに入るといいますか、工事に入るまでにどれくらいかかりますか。

○**金城淳土木整備統括監** 仮に審査が終わって承認になったとしても、またいろいろな漁業補償の問題とかいろいろあると思いますので、それ以降の手續については今のところ把握しておりません。

○**呉屋宏委員** 処理概要の上から5行目に、飛行場事業については25項目175件の不適切な事項、埋立事業については36項目404の不適切な事項があったということになっていますが、これはまだ読んでいないのかもしれませんが、これは改善されますか。されたものが出てきていますか。

○**下地岳芳環境企画統括監** 評価書段階での知事意見の指摘項目でございます。ですからその知事意見を踏まえて、事業主体の沖縄防衛局が補正評価書という形で出してくております。我々は今現在それを確認中一知事意見に対応しているかどうかを確認作業中でございます。

○**呉屋宏委員** 膨大な資料にならないようだったら欲しいのですが、どうですか。皆さんが指摘したものは。

○**下地岳芳環境企画統括監** 量的には8000ページ程度のものですので、我々が提供するのには厳しいと思います。ただインターネットには掲載されております。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○**玉城義和委員** 何点かお聞きします。

先ほどの続きで少し、埋め立て土砂の件ですが、1700万立米ということですが、あと200万立米、200万立米ということで、2100万立米ということですが、購入土砂はどこから採取することを想定されていますか。

○**大浜浩志環境政策課長** 先ほど1700万立米と言ったのですが、そのうちの1640万立米につきましては、沖縄県、九州、瀬戸内海から購入を想定してます。これは購入の土砂になります。あとの約60万立米につきましては、沖縄周辺の

購入を想定しているという形でございます。先ほど申しました1640万立米につきましては岩ズリということになっていきますので、山を掘削した後に一岩とか掘削するときに出てくるものでございます。ですので、これから見る限り海砂の購入は60万立米ということになると思います。

○玉城義和委員 九州と瀬戸内ですか。場所まで特定されているということは、対象の土質とかそういうものは想定されているということですか。

○大浜浩志環境政策課長 この中の特定の場所からとるという形では記載されておりませんので、まだ我々のところでは特定されているという状況ではございません。

○玉城義和委員 前からずっと問題になっていて、稲嶺県政のころから議論をしているのですが、例えば、1640万立米、10トントラックにすると何台分になりますか。

○松田了海岸防災課副参事 埋立土砂1700万立米を全て、ダンプトラック6立方メートルで運搬したと仮定した場合ですけれども、約280万台となります。

○玉城義和委員 280万台が陸土だけで行くとすると5年くらい埋め立てにかかるとして、1日にトラックが何台往復するかということがすぐ出ますか。

○松田了海岸防災課副参事 工事の実施に係る環境保全措置として、日曜日及び祝日の工事は可能な限り実施しないというように保全評価書に書かれておりますので、その日を除きますと1年当たり工事日数が約300日と仮定されます。その場合、埋め立て期間はおおむね3年程度と試算されます。1日当たり、約3100台と計算されます。

○玉城義和委員 もう一度復習しなくてはわかりませんが、1日当たり3000台のトラックがずっと道路を往復するということになると、交通事情も含めて地域に与える影響が物すごく大きいです。環境影響評価もさることながら、そういった土砂運搬の与える影響も無視できないということになるわけです。その辺はどのように想定されておりますか。

○下地岳芳環境企画統括監 基本的には資材については陸路の運送、それから

埋立土砂については海路が主体だと聞いておりますので、現実問題として1日に3100台も通るような事態は想定されないと考えております。

○玉城義和委員 いずれにしても私は地元において、この17年間実際問題としていろいろな今のようなことも含めて想定しますと、とてもじゃないが埋め立て一陸上で反対をしている人たち、環境問題で世界からはせ参じるような環境団体を相手にして、海上保安庁を入れて、日本の機動隊を入れて、本当に第二の成田空港のような状況をつくって、この工事ができるとはとても考えておりません。こういったものは東京で鉛筆をなめなめやる人たちの頭の中はどうかわかりませんが、現場を見ている限りにおいて最も非現実的だと思います。そういう意味では、知事の今の立場は私は妥当なものであると思っておりますし、ぜひともいろいろな圧力があるかもしれませんが、ぜひ県内移設は難しいということを堅持してもらいたいと思っております。

次に移ります。きのう、東村高江のヘリパッドを見せてもらって、ちょうど我々が入った途端にオスプレイが舞いおりてきて、デモンストレーションをしておりました。私はこれはなかなか偶然と思えないので、ヘリモードで我々が入った真正面から来て、Uターンしてここに去ったわけです。これは恐らく県議団が入るのを、時間を合わせてデモンストレーションをしたのではないかとしか考えられません。偶然とはとても思えません。それはどういった意味だったのかはよくわかりませんが、ヘリモードとはこのようなものと見せたのかどうかわかりませんが、非常に奇異な感じがしました。これくらいのことですよと、いかがですかということをお我々にデモンストレーションで見せたのではないかと、非常に怒り心頭でありました。そのヘリパッドを見ながら、後ろに非常に急な斜面があって、そこは恐らくどのような対応をしても、恐らく次々にこの斜面は崩壊するであろうということが、我々の経験則でいえばそのような感じを受けます。非常に急斜面で、あれをブロックすることは難しいです。恐らくなかなか大変だと思いました。現場を見たと思っておりますので、担当者の皆さんいかがでしょうか。

○下地岳芳環境企画統括監 委員がおっしゃるように、確かに崩落した現場はかなり急斜面でございました。我々も赤土等流出防止条例の観点から、緩やかな斜面であろうが急斜面であろうが、そこから土砂が公共用水域に流れて河川水を汚染することは、まず許されないこととございますので、今、詳細な報告を沖縄防衛局に求めておりますので、そのあたりを精査しながら、今後、流出がないような対策をとるように指示をしていきたいと考えております。

○玉城義和委員 要するに着陸帯はでき上がっているのですが、この崩壊の原因や赤土等流出防止対策についての報告書はまだ出てないわけですか、向こうからは。

○下地岳芳環境企画統括監 はい、きょう現在まだ出ておりません。

○玉城義和委員 申し入れてから、どれくらいたつのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 去る2月26日に文書を出してございます。

○玉城義和委員 口頭での報告では雨によるものだと言っていますが、県からの問い合わせに対して1カ月もたっているわけです。なかなか県に対して不誠実ではありませんか。そんなに長い間時間かかってやるようなことでもないのではないですか。彼らは我々に口頭ではいろいろ説明しているわけですね。公の文書で回答することについて何かためらいがあるのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 沖縄防衛局の事情ということは推しはかることは無理ですが、我々が環境生活部長名の公文書で2月26日に求めてございますので、誠実に文書回答があるものと、報告書があるものと理解しております。

○玉城義和委員 何カ月もたっているわけですから、県の問い合わせに対しては1週間、2週間で対応できるものだと思いますので、きちんと対応していただきたいと思います。きのう、現場に立って少し思ったことは、常時オスプレイが離着陸すると一あれだけ大きな音を立てて、これが常時となると森林に与える影響はすごく大きいだらうなど。我々の経験則でいってもわかりますが、ただでさえ小鳥は非常に音に対して敏感ですよ。環境の変化に非常に敏感で、鳥類あるいは小動物に与える影響は日常的に相当大きいのではないかと思います。特にこれだけ小さな沖縄本島に、あえて住民の反対を押し切って木を伐採して、ここにあえてなぜこのようなものをつくらなくてはいけないだろうかと、非常に情けない思いがします。だからなぜ、あえてこういうことをしなくてはいけないのかと、こういうヤンバルの森の環境の変化を来すようなことをなぜやるのだろうと、あの場に立って非常に複雑な思いがしたわけです。恐らくこの辺の鳥のさえずりも非常にたくさんあって、この環境に物すごく激しい変化を与えるのではないかということが率直な感想でした。いかがですか、入

ってみてそういうことを感じませんか。

○下地岳芳環境企画統括監 我々も2月13日に現場に立ち入りをしました。委員のおっしゃるように、確かに周辺は鬱蒼とといいますか、かなり生物多様性の多いような雰囲気のある森でございました。我々としても自主的な環境アセスメントの中でCH₄6を使つての環境影響評価をしてございますので、それが新たにオスプレイが入ることがございましたので、それについては我々が懸念しているのは、降下流、あるいは排気高温、あるいは低空飛行による騒音等々が動植物にかなりの影響があるのではないかという懸念がありますので、そのことを踏まえて去る平成24年10月11日にそういった環境アセスメントの評価をしてほしいと要望しております。

○玉城義和委員 その結果はどのようなのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 10月に出しまして、しばらく時間もたっておりますので、我々としては昨年、電話等でその後どうなっていますかと確認は入れておりますが、まだ検討中という回答で、きょう現在まだその回答をいただいております。

○玉城義和委員 いずれにしても先ほどの地すべりの件もそうですし、今の話もそうですが、やはりもう少し県として毅然とした態度をとらないと、かなり甘く見られているのではないですか。どうせ県は容認であつて、というような見方をされていると思います。環境担当の部局であれば、もう少し毅然とした態度をとってやらないと取り返しのつかないことになります。10月に出してまだ音沙汰もないというのはこれは困った話です。

○下地岳芳環境企画統括監 先ほどの答弁につけ加えますと、12月にも電話確認をしまして、さらに去る2月26日、これは沖縄防衛局に直接出向いて要請事項への対応状況等について確認をしたところ、そのときの沖縄防衛局の返事も現在検討中とのことでございました。県としては、引き続き、委員のおっしゃるように着実な対応を求めていきたいと思つています。

○玉城義和委員 そこは毅然として、もう少し強い態度でやらないと、そういう意味では国に非常になめられていると感じますので、取り組みを強めていただきたいと思つております。

次に、19ページの先ほどから出ています日米地位協定第15条第1項、第3項をめぐる問題ですが、この第15条については、県はずっと平成12年から改定問題での11項目の一つとして入れているわけですが、なかなかこれが実を結ばないということで先ほどから議論があるわけです。具体的にアメリカ人と一緒ではなくても日本人だけのグループでゴルフをしているということが見受けられると、こういうことですよ。これは日米合同委員会を含めて日米地位協定上はどういった扱いになっていますか。どういう穴があってこういうことができますか。

○又吉進知事公室長 日米地位協定の本文そのものには何らかの制限協定がないと、制限の文言がないと。それを日米合同委員会合意で申し上げた5のカテゴリーに分けているわけですが、具体的に日本人のこういった民間の方の利用を制限する規定がないところをしっかりと見直していただきたいということを申し上げております。

○玉城義和委員 日米地位協定第15条1項の(a)は、軍人とか軍属とか顧問だとか、何かに限られて書いているのではないですか。

○又吉進知事公室長 日米地位協定第15条1項の(a)は、米軍は、米軍人構成員や軍属、それから家族のためにPX等というような記載になっています。したがって、これを素直に読みますと、それ以外は使えないのではないということになるのですが、明確にその禁止規定がないということで、それが日米合同委員会合意に委ねられているわけですけれども、そういう意味では県の要請に基づいてしっかりと明文化する必要があると考えております。

○玉城義和委員 日米地位協定は、自分たちに有利になるようなところはかなり拡大解釈も含めて厳格にやるのに、こういったことでは一ほぼこれは誰が読んでも、これ以外はだめだと読めます。合意はそういった意味でつくられているわけですから、素直に読めばだめだというように読めるわけで、それから漏れるということもおかしな話です。日米合同委員会合意で、日本人の立ち入りについて何週間前にどうこうという規定がありますよね、それとの関連ではどうですか。この人たちは何週間前に手続してるのですか。

○池田克紀基地対策課長 米軍の施設区域の立入許可手続というのが、日米合同委員会合意で平成8年12月にされております。その内容は、合衆国の施設及

び区域への公的な立ち入りの許可申請のための経路及び手続が定められておりまして、その中に立入日の遅くとも14日前に手続に付随する申請を行うということでございます。公的な立入申請の手続ということでございますので、今回のゴルフ場のものとは少し性質が違うかと思えます。

○玉城義和委員 公的なものが制限されているのに、私的なものが制限されていないというのはどういうことですか。

○又吉進知事公室長 ここでは公的な立ち入りとは、合衆国の施設及び区域の案内を伴う施設、合衆国軍隊構成員との協議及び公務遂行を目的とする日本国の公的機関の構成員による合衆国の施設及び区域の立ち入りを含むということでございます。この日米合同委員会合意はそうです。ただ、いわゆる一般の沖縄県民、日本国民が立ち入るケースとしては、これは経験上でございますが、さまざまなゲストとして入るとか、オープンハウスに入るとか、それぞれいろいろなパターンがあろうかと思っております。ただ、県が問題にしておりますのはやはり、それが日米地位協定第15条によるところのいわゆる娯楽施設を利用するという目的で入ることについて、非常に規定が曖昧であるということの問題にしているわけでございます。

○玉城義和委員 いずれにしても法的な統治性といいますか、安定性を欠くというか、公のところはかなり規制を強くしているのに、民間のほうは緩いというのは、これも全く御都合主義という意味ではなかなか説得力がない話です。恐らく日米地位協定第15条の改定問題というのは、そういうことなのだろうと思えますけれども、もう少しきちんと研究して、民間も含めて本当はどうかということをも米軍とも一県から今の現状を日米合同委員会に報告をして、その辺のことはきちんと整合性のとれるようにすべきだと思いますが、どうですか。

○又吉進知事公室長 日米地位協定の見直しという観点から大変重要な項目だと考えておりますので、そのように政府には求めてまいりたいと考えております。

○玉城義和委員 次に27ページですが、先ほどから出ておりますが飛行場—これは条例ですか、25項目175件と。埋め立て—これは法律ですね、36項目404件ということで、知事のほうは不適切な事項だということで指定をしたというこ

とです。何千ページという話ですが、今、検討の現状といたしますか、どうなっていますか。知事意見はどういう形で反映されてますか。

○**下地岳芳環境企画統括監** 補正評価書が12月18日に出てきております。その中で当然、県知事が評価書段階で述べた飛行場関係で25項目175件について、私ども今主管課のほうで、膨大な量ですので、一つ一つ確認作業をしているというところがございます。まだまだ最終的な確認作業は終わってございません。

○**玉城義和委員** その中間報告といたしますか、12月18日ですから3カ月たっているわけです。事務量が多いとはいえ、相当な検討をされていると思うのですが、今の段階ではどういうことが言えますか。知事意見の反映ぐあいはどうですか。

○**下地岳芳環境企画統括監** 精査という形を経ないとなかなか中間発表もできませんので、今、委員がおっしゃられている進捗状況につきましては、現在175項目が誠実に対応されているかどうかを確認作業中だということで御理解いただきたいと思います。

○**玉城義和委員** この404件についてどうですか。

○**松田了海岸防災課副参事** 海岸防災課のほうでも環境生活部と同じように、提出した意見についてどのような対応がされているのかということは今調べている、確認を行っている状況であります。また、公有水面埋立承認申請書のほうが出ておりますので、その中にも環境保全に関し講じる措置を記載した図書ということで、環境アセスメントの概要が一般的には補正評価書と同じと思われますけれども、今、形式審査を行っておりますので、最終的には申請書に添付されております環境保全図書の内容について審査を行っていくという予定にしております。

○**玉城義和委員** 大体この両方とも、大まかな概要が出るのはいつごろと考えればいいですか。

○**下地岳芳環境企画統括監** ただいまの委員の御質疑は、先だって出された埋立申請との絡みがございまして、それが形式審査を終わって実質的に本審査に入ってから、その中で公告縦覧をやって、それから私ども環境サイドにも意見を求め

てきますので、その時期までには補正書の部分、あるいは埋立地についている環境保全に係る措置の部分、図書の部分をあわせて結論を出したいと。ですから明確にいつまでということは今申し上げられません。

○玉城義和委員 今の御意見ですと、知事の埋立申請の可否—承認、不承認を判断する一つの材料としてこれは出てくるということですね。

○金城淳土木整備統括監 内容審査の中で環境保全及び災害防止に十分に配慮されていることという部分もありますので、ほかのものも含めてですが、これも一つになるということと理解しております。

○玉城義和委員 そういうことだと思います。私もそれは非常に重要なポイントであって—この知事の出した多様にわたる指摘について、これはきちんとされているかどうかということは非常に重要なファクターですから、当然そうなると思います。そこで、戻りますが、関係法令にのっとって対応するということを言っておりますが、一連の手続を踏んで申請は出されるわけです。環境影響評価も含めて。私は今の現状は、環境影響評価の点において未完成だと思います。知事の意見もありで、それについても県の評価もまだ定まっていない。要するにどれだけ反映されたかもまだ精査されていないということですね。その段階でこの申請書を受けとるということは、やはり適格性を欠くといえますか、法的流れも含めてこの時点で受理するべきではないのではないですか。知事の意見はまだ完結されていないわけですよね、そこはどうですか。

○下地岳芳環境企画統括監 環境アセスメントに関する手続は、方法書、準備書、評価書、補正評価書と、そして最終的な補正評価書の公告縦覧という一連の作業は終わっています。ですからそれを踏まえて、今度は埋立申請書の中でそれが環境保全措置として出てくるものと理解しています。

○玉城義和委員 それぞれの環境評価はずっと一連のものがあって、その上に立って申請が出てくるわけですから、当然、そのところは深い関連性があるわけです。それ以外に皆さんが先ほど言ったように、知事の判断をする過程で環境部門の意見も聞くと、そこに反映をさせると言っているわけですから、当然この2つ、両者は深い関係にあります。そういう意味では不完全だということと県が法的な意味で、不要だとか不当だとかの以前の問題として、まだ申請書を出すという段階ではないということとは言えるのではないですか。行政上

の皆さんの立場として。知事意見をどのように処理をしたのかわからないのですから。その上で申請書だけは法令にのっとってとりますというのは、どこか県民的に見ても、我々から見ても少し妥当性を欠くと思いますが、そうではないですか。

○下地岳芳環境企画統括監 先ほど申し上げましたように、環境影響評価法による手続は終わっております。その中で、例えば埋立申請書の中で横断条項がございまして、その申請が出てきたときに免許権者は環境保全に適正に配慮がなされているかどうかを審査しなければならないということがございます。その審査に当たっては、また国土交通省の通知に基づいて所管部のほうからこちらの環境サイドに環境保全上の措置について意見照会がございまして。その中で、我々がこれまでの評価手続の中で述べてきた意見が誠実に、忠実に反映されているかどうかをその時点で確認するということですので、埋立申請の時期と今の時期のずれがあるのではないかと御指摘は当たらないと考えております。

○玉城義和委員 要するに入り口ではできない、途中の知事判断の中で考えるということですか。

○下地岳芳環境企画統括監 はい、委員のおっしゃるとおりです。

○玉城義和委員 では、これから注目をしてまいります。

次に、申請書が出されたということで、県は法にのっとって粛々とやっていくということですが、この知事の判断はいつになりますか、これからやって。何月になりますか。一連の手続から逆算していくと、いつになりますか。

○金城淳土木整備統括監 標準の処理期間として6カ月半から8カ月半となっております。その期間内で判断してもらうことになると思います。

○玉城義和委員 ことしの秋口から暮れということでもいいですか。

○金城淳土木整備統括監 標準の期間内であればそうなると思います。

○玉城義和委員 本会議でも少しやりましたが、知事公室長の答弁は、申請書については受け取って手続を進めなくてはならないと。ところが沖縄県知事は

県内、辺野古は非常に不可能であり、既にある滑走路のあるところに移しなさないということを言っていると。こういった2つのことについて本会議でも議論をしましたが、もう少し詰めていきたいと思います。

この法定受託事務については、この地方自治法第245条の7というのがあって、各大臣は法定受託事務の処理が法令の規定に違反、または著しく適正を欠く、または明らかに公益に反しているときは、違反の是正または改善のため講ずべき措置に関して必要な指示をすることができるとなっていますよね。これは要するに、沖縄県知事が仮にこの申請について不承認と出した場合、担当の大臣は3つのうちどちらかで指示をすることができるという条項ですが、それは知事公室長、そのように解釈していいですか。

○又吉進知事公室長 いわゆる理論的にはそうなると思います。ただ仮定の話でございますので、お答えを差し控えさせていただきたいと思います。

○玉城義和委員 今、何もやっていないから仮定の話になります。法律の話をしています。そういう規定がありますということを言って、あなたの意見を求めているわけで、それはそうだと言えればいいわけです。第251条の7というのがあって、もしそれが不作為でやらない場合には高等裁判所に訴えるということも書いてありますし、代執行もできると書いています。したがって、国家権力を持ってどうしてもやるということになれば、こういう形で裁判に訴えて判決を出して、それでもなおということであれば代執行をするということになっています。こういった一連の流れが法的な意味で、政府にとっての最大の流れはこういった流れ方をすると。もう一つは、知事公室長がおっしゃっている辺野古への移設は難しいと、ほかに移してほしいと、県外に移してほしいというもう一つの命題があるわけです。これはこの流れの中で、どの局面でそういった政治的な行動をはめていくのかということを知っているわけです。それについて明確な答えが本会議で得られませんでしたので、もう一度そこは議論をして、県の今考えている戦術というか、戦略というか、こういう流れが出る一方で、どこで知事の考えている政治的な決定打を打つのかということ、そこはどうなのですか。

○又吉進知事公室長 これは申請に対する許可、不許可という世界でございます。その段階で許可、また不許可という判断が出るわけでございます。ただ一方で、委員の御指摘のように県外移設を求めている県の立場がございます。ならばその判断の中で一連の処理の中でどこで反映されるかと、今そういった御

趣旨の御質疑だと理解しておりますけれども、それをここで加味していく、事務処理の中と私どもが引き続き政府に対してあらゆる機会を通じて県外移設を求めるアクションはそれぞれ一審査は審査としてやりますけれども、こういった要請は続けていこうと考えております。

○玉城義和委員 要するに手続が始まったわけですね。こういうことは相手のあることです。知事公室長が一方的に我がほうはこういった主張を続けてまいりますと言っても、一方の日本政府は権力を持って始めています。それに抗しなければいけないわけです。どこの時点かで。そういうことを聞いています。ですから、関係ありませんと、我々は淡々とやっていきますということだけでは済まないわけです。権力というものをバックにして、一方は手続が始まっているわけですから。今、申し上げたとおり、このようになりますと、法的にはそういう手段をやることもできますとっています。それができませんと、そういうことやるはずがありませんというならどこでそういうことをとめることができるのか、あるいはどこでそれに抗して県の主張を日本政府の中に入れていくのか、それは非常に重要なことなのです、手続が始まっているのですから、仮定の質疑に答えられませんかではだめです。一方では始まっているのですから。だから、仮に知事が不承認といった場合にそこでとまりますか。この問題はそこで終わりになりますか、そこを考えていますか。

○又吉進知事公室長 まず埋立申請につきましては、これは何度も申し上げておりますように、行政庁として申請を受けてこれを処理をするという世界でございまして、まだ今受理をした直後でございまして、その内容についてまだ形式審査まで終わっていない状況の中で、結論を前提として申し上げるのは行政庁としていかなものかと思えます。ただ、もちろん知事の政治姿勢があるわけでございまして、そこはしっかりと県の内部でも議論をしながら知事は判断をしていくということでございます。

○玉城義和委員 そろそろ閉めますが、要するにいずれにしても9月から一秋口から暮れにかけては一つのそういう時期を迎えると言っているわけですから、当然我々としては県民も含めてどうなるのだろうと非常に不安があります。それについて沖縄県知事として、あるいは知事公室長として、やはり今の時点でどういう方針でいくという見通しを出す必要があるということを言っています。ぜひ、これはまた引き続いて、時間もありますのでこの辺でとめておきますが、そこは一方は流れ出しているわけですから、これは強い決意で臨まない

と押し切られます。それを聞いているわけです、どうですか。

○又吉進知事公室長 この問題はそもそも長い時間をかけ、また全県民の関心も極めて高い、あるいは県政の重要な課題であるという観点からすれば、これは全ての手続あるいは県の政治姿勢にもおざなりにするわけにはいかないわけでございまして、そういう意味では、各部局一体となって真剣に取り組んでまいるということをございます。

○玉城義和委員 1点だけ、私は先日の本会議で申し上げたのですが、公有水面埋立法第4条というのはどういった規定になっていますか。

○松田了海岸防災課副参事 公有水面埋立法第4条を読み上げたいと思います。第4条、都道府県知事は埋め立ての免許の出願、左の各号に適合にすると認むる場合を除くの外、埋め立ての免許をなすことを得ず。1 国土利用上適正かつ合理的なること、2 その埋め立てが環境保全及び災害防止につき十分に配慮せられたるものなること、3 埋立地の用途が土地利用または環境保全に関する国または地方公共団体の法律に基づく計画に違背せざること、4 埋立地の用途に照らし公共施設の配置及び規模が適正なること、5 第2条第3項第4号の埋め立てにありては出願人が公共団体その他政令をもって定むる者なること並びに埋立地の処分方法及び予定対価の額が適正なること、6 出願人がその埋め立てを遂行するに足る資力及び信用を有すること。

○玉城義和委員 今、読み上げたとおり、この6つの項目が達成されてなければ知事はこれを拒否することができるということですよ。私はこれは非常に重要な条文だと思います。ですから、先ほど知事に勧告をすとか、是正を求めるといふ話も法令上ありましたが、まさにこの埋め立てに関する公有水面埋立法の第4条はまさに、我が県の今の状況にとっては知事が拒否できる最大の根拠ではないかと思えます。特に、第1号と第2号です。国土利用上適正かつ合理的なることと、本当に0.6%しかない県土に75%の基地を押しつけて我がほうのこれからの県土利用とか、国土利用に本当にこれが合致するのかということですよ。もう一つは、第2号の環境問題です、その埋め立てが環境保全及び災害防止につき十分に配慮せられたるものであるのかどうかと、こういうことですよ。そういう意味では、まさにこの第1号と第2号は、沖縄県知事にとってはこれを不承認とする最大の根拠になりうると私は考えています。どうですか。

○**下地岳芳環境企画統括監** 委員のおっしゃるように、公有水面埋立法第4条の第1項第2号に環境保全に十分に配慮することとございますので、そういう判断の一つだと理解しています。

○**又吉進知事公室長** この条文は条文でございまして、法令にのっとりと県は言っておりますので、しっかりこの法令にのっとって、今後、審査が行われるものと考えております。

○**玉城義和委員** ぜひあらゆる知恵を駆使して、知事の県外、国外という思いをぜひともなし遂げていただきたいと思います。そういう意味では公有水面埋立法第4条は非常に重要な条文だと思いますので、まさに法令にのっとって頑張ってくださいと思います。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○**比嘉京子委員** 今、熱い議論があったので引き続き、ただいまの27ページ、28ページですけれども、まず、ホームページに海岸防災課が出しているフローチャートがありますね。それを参考に順次お聞きしたいと思います。

今、補正評価書についてはまだ精査中ということなので、お聞きすることができませんけれども、手続のフローチャートにまず、出願者と免許権者の間に第1番目にあるのが利害関係者との調整、環境アセスメントという2つの項目があります。その2つを簡潔に説明いただけますか。

○**松田了海岸防災課副参事** 今、手元にフローチャートそのものがございませんので、全くそのとおりにはお答えできないかもしれませんが、基本的に利害関係者というのは、埋め立ての区域または埋め立て工事の施工区域の水面に権利を有する者、例えば、漁業権者でありますとか、そこに水を排水している者、そういった方々との調整が済んでいるかどうかということです。それから環境影響評価については、規模によって法あるいは県の条例といったような手続が必要になってきますので、そういったものがきちんとなされているかという点かと思います。

○**比嘉京子委員** これは名護市長の意見を聞く段階があるでしょうし、名護市

議会の採決も必要かと、関係者というところではあると思います。これはおいておきまして、2番目の環境アセスメントというところではありますが、まず先ほど公有水面埋立法の第4条—いわゆるそれを拒否することができるという条項の1と2を今取り上げておられましたけど、その前にその同じ公有水面埋立法の第42条についてお願いします。

○松田了海岸防災課副参事 公有水面埋立法第42条は、国が埋め立てをする場合の手続について定めた条文でございまして、国において埋め立てをなさんとするときは当該官庁、都道府県知事の承認を受くべしということで、承認申請を出す根拠となっている条文でございます。

○比嘉京子委員 その公有水面埋立法第42条を踏まえて、今沖縄県が公有水面埋立法第4条—いわゆる環境アセスメントを含めたチェックをしようと。その2つの条文における、法令における対立といいますか、それになるだろうと思います。そのときに先ほどから言っています環境アセスメントの中の1点、例えば、何といたっても今まで流れで来ているのですが後出しが非常に多かったですよ。その中においても、一番後出しの最たるものはオスプレイですよ。機種をずっと隠しながら評価書まできて、2つの後出しをして、そして住民意見を聞くチャンスを与えず、そしてなおかつ我々はそれを飲み込まされているわけです。それに対しての環境アセスメントというのが、県として十分だと認識しているのかどうか。進んできているのでいたし方ないという段階に今あるのではないかと思います。その過程においてアセス法の趣旨に全く違反した環境アセスメントをやってきたのが政府ではないかと私は思います。つくることに結論があって、アセスメントを形式化している。だから環境を守るというアセスメントではなく、つくることに終始していたアセスメントを、みずからがやってしまったアセスメントではないかと認識しています。1点だけオスプレイに関して県の認識を伺います。

○又吉進知事公室長 オスプレイにつきましては県民の不安が払拭されておらず、現在、安全性も確たる証明がないと考えておりまして、この配備中止を含めた計画の見直しを求めているところでございます。

○比嘉京子委員 騒音や低周波が環境に与える影響であるとか、生活に与える影響であるとかは、ある意味で全く隠された状態で進んできています。そういうことも踏まえての現在の補正評価書が出てきてるわけです。そして、その補

正評価書の中において、もう一点、その中のアセスメントに関しては、先ほどから土砂の問題があります。土砂の問題がありますけれども、これについて外来生物に準拠した対策を講ずると書いています。このことは皆さんから見て、これだけのトン数の土砂を運び込む、しかも沖縄県以外から運び込むこともわかっているわけなのですけれども、明示しているわけです。そのときにおいて、本当にこれは環境問題として運んでくる土砂のチェックが一外来種が入らないようにするチェックは誰が考えても不可能だと思います。それは県の認識はどうですか。

○下地岳芳環境企画統括監 今委員のおっしゃっている、大量の土砂に外来種等の混入等が懸念されるわけですが、その対策として生態系に対する影響を及ぼさない旨の規定を、同様に発注仕様書に設定し配慮することとしますとありますので、当然、今現在、具体的な使用する土砂等が示されておりませんので、まだその土砂の中にどういった外来種がいるかどうかということも我々はまだ把握しておりません。ただ、そういった発注書等を勘案して、しっかりと事業者外来種等の混入がないように指導すると考えております。

○比嘉京子委員 一般論で考えて、これだけ膨大な土砂を運んでくるときに、本当にそれをろ過して持ってこられるのかということとは誰が考えても不可能です。なおかつ、適切に駆除されたことを確認すると書いています。これが本当に今までアセスメントの準備書からきて、今日まで来た国の対応の流れから考えると、こういった文言を沖縄県が受け入れるのか、信用するのかということだと思います。そのことは私は今のような答弁ではいけないと思います。やはりこれは、本当に駆除されることを確認するなんてことをこんなに簡単に書いて、誰がどうチェックするのかということを見ると、これだけ膨大な土砂について我々だってチェックできません。そのことでそれを求めていくというような環境担当の、県のトップがおっしゃってはいけないのではないかと。誰が考えても一般論として難しい。我々はマングースで外来種の駆除に手をやいていますよね、その教訓あるはずですよ。そのことについて、今のようないいのか、もう一度お願いします。

○下地岳芳環境企画統括監 事業者において責任を持って外来種の混入がないような配慮をすべきことは当然でございますので、そのやるべきことを相手方に詳細に説明を求めて、我々がそういう判断をしていくという仕組みでございます。直接県が行って詳細に云々という世界は想定しておりません。あくまで

も事業者に求めていくということでございます。

○比嘉京子委員 求めていくことは県のスタンスとしていいと思います。求めた結果、それが完全にそういう形としてなっていくかどうかということに対しては疑問をお持ちではないですか。

○下地岳芳環境企画統括監 ですから、事業者から示された仕様書等でそういった委員のおっしゃるような疑問等が湧けば、当然そこは我々が事業者に求めていくというスタンスでございます。

○比嘉京子委員 この議論はもうこれくらいにします。今、一例挙げたのは土砂の問題であり、オスプレイの問題が環境のアセスメント上の問題として一私は皆さんのフローチャートの一つの中で今この2題を議論したのですが、もう一点は、まず国が申請してきた埋立承認に対して、県が先ほどの公有水面埋立法第4条を盾にイエスカノーを出す、その後ですが、先ほどの玉城委員の議論とは少し異なった意見を感じています。ここで私は、このことは全て沖縄県知事の最終的な判断にかかっているのではないかと、この法令上ですね。それ以上の国土交通大臣にまでいかないのではないかとこの認識を持っていますが、県の認識はいかがですか。

○金城淳土木整備統括監 公有水面埋立法の手續においては、最終的に承認するかしないかということで、その時点で公有水面埋立法の手續は終わることになります。

○比嘉京子委員 私もまさにそのとおりだと思います。国の申請は埋立承認であり、国土交通大臣の許可を受ける必要は全くないわけですよ。ないですよ。その認識をするかどうか、ないですよ。

○金城淳土木整備統括監 ありません。

○比嘉京子委員 私はその確認をきょうやりたいというのが大きな目的でございました。それはやはり県の認識と一致しておりますので、ここで50ヘクタールの云々を議論する必要はないと思っております。いわゆる全ての責任と申しますか、最終的な責任は県知事どまりであるという認識でいいですよ。今、おっしゃったことは。

○金城淳土木整備統括監 国の承認申請に対しての判断は、承認するかしないかのいずれかで終わります。

○比嘉京子委員 公有水面埋立法としては、わかりました。

では、もう一つは枯れ葉剤の問題について何点か確認をさせていただいて、県のスタンスをお願いしたいと思っております。22ページの陳情第25号の2を質疑させていただきます。

この文書はまだ報告書が出ていない前の文書だと思います。先ほど、午前中に質疑がありまして、知事公室長の回答に見られましたので確認なのですが、知事公室長は報告書が出たことを報道でキャッチしておられるのですか。

○又吉進知事公室長 事前に情報は入っておりませんで、報道で直ちに政府に対して確認をいたしました。

○比嘉京子委員 本当にこの姿勢こそぜひ変えてほしいと思います。沖縄県が沖縄県の現状に対して報道でしか知らないと。午前中に、国は県民や市町村に対して情報をきちんと十分に説明をする必要があるという答弁をされました。この前に、県のスタンスとして私は直接報告に来てもらう必要があるし、また来てくれないといけないのではないかと思います。例えば、我々がそういう報告書がアメリカで出ましたということを報道で知っていいのかどうか。そのことを常態化していることによって、その報告にさえも来ないのか。沖縄県の被害があるかどうか大変な問題だと思うのだけれども、こういうことを常に我々は容認しているのではないかと思います。そのことについてはどういう認識でいらっしゃいますか。

○又吉進知事公室長 高所傍観しているわけではございませんで、報道といいましても沖縄タイムス、琉球新報のみならず、たしかジャパントゥタイムスがその日の最初の報道だと思います。それがどうもアメリカでこういった記事が出ているらしいという情報が入ります。したがって、米国にある私ども委託先等から入ってきます。それは直ちに確認をいたします。ただ、発信元を呼びつけて云々という話がありましたが、一義的にこの説明責任は外務省、防衛省にあると考えておりまして、直ちにこの事実のてんまつ—この情報の信憑性、あるいはそれに対応する日本政府の姿勢といったものを確認するという手順を踏んでおります。何か座して待っているということではございません。

○比嘉京子委員 私も座して待っておられるとは思っていなくて、むしろ私としては、こういう報告書の中身になっていて、今どういう認識でいるのかということ、外務省や防衛省から沖縄県に説明をしてもらう責任があるのではないかと。例えば、インターネット上であったり、電話であったりとかではなくて、本当に対面して説明をしていくという誠実な対応を、よく総理も大臣等も言うのですが、私は実態はそうになっていないと思います。ですから、県はそういう対応を要求するべきではないかという疑問をしているつもりです。

○又吉進知事公室長 県としてはその姿勢は持っていると考えております。当然、電話であるいはメールで事実確認をするわけです。さらにそれで不十分な場合は担当者を外務省と接触させまして、実際のところ、紙でいただきたいという形でいただいたりとか、そういうことはしております。ただ、この問題につきましても、なかなか情報がかちっとしたものが出てこないといううらみがありまして、したがって、この問題は何か政府の発表をもってこれで完全に収束した、あるいは安心していう状態になっていると思っておりません。そこは引き続き、そういう報道を含めて事実の検証をしてみたいと思います。

○比嘉京子委員 こちらから電話するなり、メールするなりではなくて、あちらから本来なら来るのが誠実ですね。行動と言動が一致するように求めていく必要があるという姿勢をぜひ県にとってほしい。次に、この報告書の存在に対しては、県として今どういう取り組みをしておられますか。

○又吉進知事公室長 直近に出ました報告書につきましては、原本を入手いたしまして、その概要版を翻訳しております。また、その本文の翻訳に取りかかっている状況です。それを読んだ限りでは今何か被害が出ているということはないので、ある意味では安心してはいるわけですがけれども、しかし、そこでのいろいろな事実があるかと思しますので、しっかり精査をしてみたいと思っております。

○比嘉京子委員 沖縄県として取り組むということと同時に、相手にしっかりと説明責任を果たさせることは先ほどおっしゃっていたのですが、もう一点は、沖縄タイムスの20日の記事にも出ていますように、県内で元基地従業員の方からも事情聴取することは今のところ考えておられないのですか。証

言が結構あちらこちらから出てきています。

○又吉進知事公室長　そこでいろいろな証言が出ていることについては高い関心を持っております。ただ、その方々の記事を読んだだけではなかなかわからない部分もございまして、さらに米側の証言というのはなかなか接触も難しいという感じもあります。ただ、今県がやっておりますのは、これに類する証言でありますとか、あるいは何か手がかりになるものがあればそれを市町村から情報をいただけないかということをお願いしております。また、大変北谷町長がこの問題に関しては危機感といいますか、熱心でございまして、何度も意見交換をしております。北谷町の中でいろいろ住民から寄せられた情報については県にもすぐ一報を入れるので、そうなったときは一緒に動かししょうという話をしております。

○比嘉京子委員　最後ですが、やはり私は今のスタイルをぜひ県が変えていくような一直接コミュニケーションとするような、こちらからお伺いを立てるようなことではなくて、あちらからやってくることは当然だろうという対応をぜひ要求してほしいと思います。

最後に、先ほどからありますオスプレイパッドですが、これは陳情平成24年第128号から5件か6件あると思います。午前中の答弁の中に、今後あと5カ所つくられるという話がありましたけれども、今後国から赤土等流出防止条例に基づく、例えば通告書というのですか、これからの建設に対して通告書が出た場合に県としてはどのような対応をされますか。

○下地岳芳環境企画統括監　当然、赤土等流出防止条例にのっとって流出防止対策が万全に行われているかどうかという視点から審査を行います。それから、午前中に答弁申し上げましたように、小まめに立ち入りの部分も沖縄防衛局を通じて要請をしていきたいと考えております。

○比嘉京子委員　そのときにやはり建設前、建設中、建設後の視察といいますか、それをぜひお願いしたいと思います。

○新垣清涼委員長　ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員　この問題は、同じ議論の繰り返しでどうしたものかと思って

います。そもそもは普天間飛行場が余りにも都市のど真ん中に今日でもあると、このようなことではあってはならないのではないかと。しかも沖縄は本土の米軍基地と比較して余りにも負担が大きすぎると。知事も日米安全保障条約は認めているけれども、それにしても負担が大きすぎると。したがって県外移設だというような立場をとっていると思っております。自民党もそのようなことできているわけです。申し上げたいことは、普天間飛行場の危険性は政治家の大きな責任である、万が一あそこで不測の事故が起きたときに誰が一体責任をとるのかと、言っただろうということですが我々は責任の回避ができるのか、何としても解決をしなくてはならない、閉鎖をさせなくてはならないと、これが一番緊急かつ本当に県民にとって重要と言える問題だと、私はかねてからそう思って本会議でも質問をしました。県外移設が絶対必要だ、これを求めていくと自民党もそう言っているということです。知事の立場もよくわかって、知事が繰り返し答弁したことも耳にたこができるほど聞いておりますが、もう一度、改めて頭を整理してみたいと思っております。

いよいよ埋立申請も出されました。先ほどの質疑の中でも正念場だと思っております。そこで、繰り返しの質疑になりますけれどもお願いしたいと思えます。知事は県外移設が早いと思うと、基地の整理縮小をするためには何としてもあそこを閉めなくてはならない、それを解決するためには県外移設が早いと言っています。県外移設が早いと知事が判断している理由は何ですか。

○又吉進知事公室長 これは何度も知事は記者会見等で話しておりますけれども、現状は日米両政府は辺野古案を推進している。一方で、県内の全ての市町村が反対をし、かつ、県議会でも決議が出ているという状況を鑑みまして、いわゆる現行案の計画というものは、地元の名護市も反対しているという中で、そういったものを考えますと、仮に推進するとしても反対をどうするか、あるいは最近知事が申し上げているのは実際に着工から非常に時間がかかるのではないかと。その間、普天間飛行場が残るということはこれは固定化にほぼ近いと。したがって、現在運用の低下している空港等を政府において能動的に探して、その空港に移設していくということが合理的かつ早期に問題を解決する道であると主張しているわけでございます。

○具志孝助委員 一つずつ整理していきたいと思えます。

国が主張している辺野古に移すということは、県民の反対の前で時間がかかる、現実的には県外のほうが早いとおっしゃっていますよね。辺野古移設は事実上不可能、他府県のほうに移設したほうが早期解決につながると、時間のこ

とを言っています。時間が早い、時間については国のほうはほぼ5年間くらいでできると言っていて、合いません。なぜ5年間なのかということの説明を求めなくてはなりません。知事は5年どころか10年も、20年もかかるだろうと、これだけの沖縄県民が全ての県民が、自治体が反対しているのだから、これだけの抵抗運動の中で仕事ができるかと。政府はやると言っています。このような議論をしては話になりません。そこでもう一度お尋ねしますが、知事が県外移設が早いというのは県民が反対しているからできないと、こう言っているわけです。そうしますと、県民が反対していたら軍事基地、自衛隊、そういうものを全て拒否することができると思っていますか。いわゆる安全保障の問題がどうして地方自治体の権限に委ねないで、国の責任であるというようないわゆる法律的に整理されているのは、これは国にとっては譲れない事案であると、課題であるという位置づけがあると思います。基地問題が国の専権事項であるという理由は何だと考えますか。なぜ、国の専権事項ですか。

○又吉進知事公室長 まず、前段の御質疑の中で県民の反対という御表現がありましたけれども、知事は、この場合の県民というのはなかなか範囲が難しい問題でございます。知事が申し上げているのは、地元、市町村長として明確に反対をしておられる、あるいは議会が議決をしておられる、あるいは名護市長が反対の行動をとっておられるという個々の具体的な客観的な事例を挙げているわけでございます。後段の御質疑に関しましては、在日米軍は日米安全保障条約第6条を根拠として駐留しているわけですがけれども、その日米安全保障条約の意義づけでありますとか、あるいは歴史的な評価につきましては一定の評価をしております。しかし、かねてから申し上げているように、やはり米軍施設というのは騒音でありますとか、あるいは事件、事故、あるいはそういった占有しているための都市計画への影響とか、幾つもの負の影響を地元自治体に与えるわけございまして、それをそこに置くということはもちろん国家の意思であって、あるいは国家間の取り決めでございますが、当然、地方自治体に対しては一とりわけ沖縄のように大変専用施設が集中しているということにおいては、これは地方自治体としても政府に対して物を申し上げなくてはならないですし、政府はそれに答える責務があるということでございます。

○具志孝助委員 知事公室長の答弁はまさにそのとおりだと思っております。県民は当然意見を言う権利がありますし、それはまかりならないと、これを申し上げる権限はあります。しかし、国は国の立場でどうしてもそれはどこかでやらなくてはならないし、それに対する負担については国ができる限りの方法

でそれを考えていきたいと思いますという仕組みになっていることは、お互いによく知っているところです。それでは、もう一度話がよそに行っていますので……。埋立申請を出されている、先ほどの公有水面埋立法第4条の問題がいろいろとあって、そこが知事の一番のよりどころだという御指摘があったわけですが、そのことによって埋め立てを知事がとめることができると思いますか。できる方法があるとしたらどういうことだと思いますか。今、みんながそこはやめてもらいたいと言っているわけですから、一生懸命知恵を絞ってここはできないという結論を早目に出さなくてははいけません。その方法があるとしたら、どのような方法ですか。阻止する方法です。

○又吉進知事公室長 かなり仮定といいますか、そういうことがありますので、この現在の申請行為について軽々にその結論を思わせるようなことはここでは言えないわけですが、ただ、行政庁の行政処分としましては許可、不許可という世界でございます。したがって、それがいずれの判断が出るにせよ、そういう判断をつくり出すことが行政、県の責任であると考えています。

○具志孝助委員 いわゆる環境保護法、生活環境あるいはその海域の環境を保全する、それらの法律に抵触するならば当然できるわけがありません。しかし、国も一生懸命環境をクリアする方法を出してくるわけです。先ほどの課題と同様に、相当の知事意見を出している。それに対して今度は補正してきた。このように知恵比べをしているわけです。最終的にこれをクリアしたときに阻止する方法はありますか。いわゆる知事の政治判断、私は公約で認めない、県外移設と言いました。県内移設反対とは言っていないかもしれませんが。県外移設と言っているわけですから認めませんと、政治判断ですと、こういうことが可能ですか。

○又吉進知事公室長 少し御質疑の趣旨が私どもの理解と違うかもしれませんが、我々行政庁としては、そこで付随する法令に違反することなく法令にのっかってしっかり審査をして、そこで判断をするということが県の責任であるというような理解であると申し上げております。

○具志孝助委員 今、それでは知事公室長が言う法令にのっかってという法令はどういうことを想定しますか。行政手続法、公有水面埋立法、こういう法令にのっかってですね。

○金城淳土木整備統括監 そのとおりです。

○具志孝助委員 それでは知事の出る幕はありません。これは役人ができます。これにのっとなってクリアされましたというときに、後の方法はどうか、とめる方法です。埋め立てを許可しないと、阻止する方法を先ほどから聞いています。

○又吉進知事公室長 とめる方法に対してにわかに県としてお答えすることはなかなか難しいですし、何を想定されているのか少しわかりにくい部分もございますけれども、最終的にこの埋め立ての申請に対する可否を示すのは知事の責任であって、そこには当然知事の政治姿勢というものを—いろいろな判断が入ってくると考えております。

○具志孝助委員 結局、皆さんの答弁をこれまで聞いていても、この範囲内はどうしても超えられません。最終的にはやはり国が思うような方向でしか進んでいかないだろうと思っています。私がずっと言っていますけれども、普天間飛行場の危険性については猶予はないと、早く解決してあげなくては行けないと、これが私たちの責任ですと、知事もそうですし県議会議員もそうですと。私たちもベストは県外ですと、これ以上の負担は耐えられませんかと言いました。しかし、このままで行きますとそれこそそれをとめる方法があるのかと。この次の話、例えば、国のほうの判断でどうしても沖縄のこの地でないと—これは軍事基地ですから、軍事上の問題なのですから、そこでないとどうしてもその機能を果たさないという判断を向こうがしたときに、知事はそれは困りますで阻止することができるのですかと申し上げています。

○又吉進知事公室長 まず、そういう疑念なり—普天間飛行場が県内でなくてはならない理由ですとか、そういったことは何度も政府に問い合わせしていますが、今、そういったことに対して県が納得する合理的な理由というのは現在示されているとは思っておりません。ただ、そうなったときに阻止するということにつきましては、阻止がいかなることを指しているのかわかりかねますけれども、やはり公有水面埋立法の申請に対する判断という形で当然県の姿勢は出てくると。ただ、あえて申し添えますと、県外移設を求めるということを県は申し上げているわけでして、普天間飛行場の危険性を除去するための選択肢、方法論としての県外移設というのは、県があり得ると考えております。したがって、そこはしっかりと政府に取り組むように求めてまいります。

○具志孝助委員 政府において県外移設を真剣に検討されたと思っていますか。普天間飛行場の代替施設を、沖縄以外で真剣に検討されたと思っていますか。

○又吉進知事公室長 まず私どもが受けた説明では、民主党時代に鳩山さんが総理をやっておられたところに、そういう検討をしたという説明がありました。ただ、それが十分であったかどうかということにははっきりしておりません。県としましては、県外移設を求める以上、やはりまだまだその余地があるのではないか、あるいはある意味では方法論といいますか、手法を変えて、発想を変えて、現在使われていない空港を探すとか、そういうことをやはり政府においてやるべきだと考えております。

○具志孝助委員 鳩山さんは県外移設とおっしゃった。ほとんど舌の根も乾かないうちにやはり沖縄でなくてはいけないと、こう言いました。それはそのときに皆さんはどういった対応をとられましたか。時の民主党政権に対して。

○又吉進知事公室長 具体的は根拠になる文言は持っていませんけれども、少し申し上げますと、最低でも県外とおっしゃってました。当然これは県のみならず、県民のそれまでやむなしとしていた方々も含めて大変な期待を生んだわけでございます。その過程で恐らく民主党政権が発足した後、完全に回帰するまで4カ月程度あったと思いますけれども、その間にいろいろなところをそれなりに検討されていたと。明らかになっているのは鹿児島県徳之島の話がございました。官房長官が赴いたこともありました。ただ、そういったプロセスがあって、結果的に舞い戻ってきたと。それでも大変県としては、あるいは知事としては慎重でございました。現実性一委員がおっしゃるように普天間飛行場の危険性の除去でベストの道はどこだということでした。しかしながら、そういう十分な説明がないまま、現行案、日米合意案を推進するという立場になって、それは非常に根本を担うところの情報が全く示されないままそういうことになったものですから、知事はそういう意味では県外移設を求めるという方向にかじを切ったということでございます。

○具志孝助委員 知事と同様に、むしろ知事より我々のほうが先に、政府は平成21年9月の衆議院議員選挙で民主党政権ができて県外移設と。それでは我々も県外移設を求めると。何の矛盾もしないと。自民党は苦渋の選択で普天間飛

行場の危険性にはかえられないので、やむを得ず県内移設を認めるということでありました。民主党政権が誕生して、県外移設をやるといえば我々はちゅうちょする必要は何もない、県外移設だと言いました。そして、知事にもそれを求めました。皆さんもよく御承知のように、知事はこれはできるわけないと恐らく腹に思ったのでしょう、なかなか乗りませんでした。知事選挙のぎりぎりになって、県外移設を公約に掲げました。これはみんな、与野党、県民がよくわかっています。すなわち、あのとき我々もだまされました。何の準備も何の具体案も持っていなくて、ただ県外移設と言ったのです。そのほうが県民受けすることが当たり前です。今でもそうです、メディアもそう言っています、みんな県外移設。41市町村長も県外移設ができるのであれば県外移設だと、政府はそう言ったのではないかと行ってきました。しかし、今現実はどうかといいますと、そうはなりません。民主党政権も済みませんでしたと言っています。余談になりますが、~~野党の一部には~~鳩山さんがあのときに県外移設と言ったから、沖縄県、自民党も含めてみんな県外移設になったと。あの人は功労者だといって、今、みんなに糾弾されて民主党政権の公認も得られないで、政治の場から追放された人を立派だ立派だと~~呼んで~~、講演会をセットした~~グループもあるのです。何ですかこれは~~。今、そういうような環境をつくってくれた功労者だから彼は評価されたわけです。しかし、県民にとってどうですか。一体全体、この問題をどのように解決しますか。本当に県外移設のほうが早いのですか。みんな普天間飛行場の危険性は猶予がないと、私の立場は、万が一普天間飛行場で事故が起きたときには、事故そのものも大変ですし、日本における日米安全保障条約が破綻します。沖縄においても米軍基地を認める人が誰もいなくなります。そうすると日米安全保障条約は破綻です。そのときに日本の安全保障を守れますか。今の尖閣諸島の問題等々考えたときに、恐ろしいことです。ですから一刻も早くこの問題を解決しなくてはいけないということが、私の、政府の立場だと思っています。今の安全保障、尖閣諸島の問題を考えたときに、この普天間飛行場の問題を一日も早く解決しないことには恐ろしい事態が生じると。これは本当に真剣に日本の安全保障ということを考える人には一刻の猶予もないと思います。私もその一人です。何としてもこの問題をめどづけしなくてはいけない。私も県外移設がベストです。そうあるべきだと思っています。しかしそれよりも何よりも大事なことは、普天間飛行場の危険性を除去してあげることです。そこで、今、県外移設が早いという知事の理由は一反対勢力が、これからも反対運動があるからできるわけないと、これ以外にはどういう理由がありますか。

○又吉進知事公室長 申し添えますと、反対勢力といいますか、市町村あるいは地方自治体、議会というところがその責任を持ってこの計画に異を唱えているということ、これを重く受けとめているということが一つです。さらに先ほど申し上げたように実際に、これは一般論でございますけれども、これだけの場所を埋め立てるのに時間を要してしまえば、これは普天間飛行場の危険性はなかなか解消されないと。そういう意味では県外移設を追求するほうが早いと言っているわけでございます。

○具志孝助委員 首長たちがみんな県外移設を求めています。首長方が自民党県連同様に、鳩山政権当時、ここにもありますように平成21年の民主党政権のときから変わったと。そのときに政府がそう言ったので、それを求めようということですが、しかし、もう政府はそれはできないと言っています。自民党は終始一貫県外移設は難しいと、沖縄には申しわけないけれどもこれはお願いしたいと。そこで北部振興策、沖縄振興がどうのこうのと、一括交付金も出てきたと思います。あめとむちというような表現をしますけれども。41の首長たちが求めている。それと反対運動、抵抗運動が高まって事実上できない、事実上困難であると。これは県民感情で許さない、この理由は何かというと74%の基地を押しつけられているということです。ここも大変重要な問題で、我々は負担加重だからこれ以上新しい一閉鎖すると言っておきながらまた新しい基地をつくるのかと、矛盾するのではないかと言っています。政府は、普天間飛行場は480ヘクタール、新しく計画しているのは160ヘクタール、面積で考えても縮小しますと、ですから負担の軽減であると。今は都市の真ん中であって、危険性が海上と全然違います。しかも比率からしますと、0.6%の県土といいます、あそこは埋め立てですから新しい土地であって。こういう考え方からすれば、政府は負担の軽減になるという判断です。政府が言う一普天間飛行場を辺野古に移すことは負担の軽減になると説明していることについてはどう思いますか。負担の軽減にはなりませんか。

○又吉進知事公室長 負担の軽減といったときに、これは総合的なさまざまな土地の返還等も含めて負担の軽減と政府は言っていると思います。ただ、普天間飛行場の問題につきましては負担は明確に見えておりまして、普天間飛行場周辺の住民が大変危険性にさらされ、かつ騒音にさらされていると。これを何とか解消しなくてはいけないという課題をいかに解決していくかということで、これまで歴史をもって取り組まれていました。そういう意味では、日米両政府も普天間飛行場を動かさなければならないということでは一致している

と。ただその方法論として、かつて名護市長、あるいは県知事もそうですが、ベストではないけれどもベターだと苦渋の決断をした時期があったと。ところが政治情勢、あるいは最大の原因はその合理性というものに疑いが持たれてしまって、その根拠といったものが。結局それが、しっかりと県民が納得するように説明がされていないという状況で現在に至っているわけです。したがって、この状況の中でやはり知事は県外移設を国に求めていくということが合理的な判断であるということでございます。

○具志孝助委員 知事が県外移設を求めていることについて、私はよく知っています。自民党が要求したのですから。県外移設を公約に掲げなさいと、そうでもしないと自民党も推薦できないと、ここまで言いました。私は当時の自民党県連の幹部です。ですからこれはよくわかります、知事が県外移設なのは。今、それは何かといいますと、普天間飛行場の危険性の除去をするということが一番の根本ですから、政府はそのためにも急がなくてはいけない、一つには危険性一負担という意味で、負担の中身は基地からくる危険性の負担と面積面があると思います。普天間飛行場を辺野古に移すことは、そういう意味では負担の軽減になるのではないですか。ならないですか。普天間飛行場を辺野古に移すことが、政府が言う負担の軽減ということは間違っていると、政府に向かって言えますか。あなたたちは沖縄のため、負担軽減のために抑止力の維持と負担の軽減と言っています。全く沖縄の意見と矛盾しているような話をやっているように言う人もいますけれども、負担の軽減にはならないですか。

○又吉進知事公室長 かつてそういう判断があって、辺野古案があって、それを県もやむを得ないとしていたと。そういう意味では、その時点の考えではありませんけれども、やはり今の普天間飛行場の周辺の負担を軽減するための方策として辺野古移設案が—これが回答であると言った時期は確かにあったと。またそのお考えを政府もお持ちですし、そのようにお考えになる方々も当然いると思います。

○具志孝助委員 ですから、負担の軽減にならないのですか。普天間飛行場から向こうに移すことは。

○又吉進知事公室長 基地の問題は普天間飛行場の問題に特化する話と、相対的な負担の軽減と、次元の違う問題があります。ただ、普天間飛行場の危険性を除去することが負担の軽減という観点から辺野古案があったわけですから、

当然これは負担の軽減と言えらると思ひます。ただ、それが現実に可能かどうか、実際に支持されているかという問題はまた別の問題でござひます。

○具志孝助委員 政府は、抑止力の維持と負担の軽減ということをきちんと言っているわけです。しかし、負担の軽減にならないと一新しい基地をつくるならば負担の軽減になりませんという理屈を言っているものですから、どう思ひますかと言ひています。

○又吉進知事公室長 負担の軽減という言葉で一くりにすると一負担の軽減というのは、これまで基地負担の軽減を求めるときには、沖縄県は7項目くらい、日米地位協定を含めて言っているわけでござひます。したがって、今委員の御質疑がどこに焦点を当てているのかということが少しわかりにくいところもありますが、普天間飛行場の辺野古移設案というのはそもそも、そういう意味では普天間飛行場の危険性という負担を軽減するために、一つの選択肢として考へ出されたことではあると。そういう事実はあると考へています。

○具志孝助委員 そこで申し上げたいことは、今の政府の立場からしますと、尖閣諸島の問題で安全保障がこれほどまでに脅かされているときはありません。しかも、民主党政権が生まれて日米関係がぎくしゃくしています。日本は憲法上の問題もあって、日本の単独の力だけでは、今の日本の国民の安全、平和ということには十分ではありません。このときこそ日米同盟をしっかりと強化して、アメリカの抑止力を使って、中国その他の国からの挑発を排除していかななくてはならないと。こういったのっぴきならない状況に政府はあると私は認識しています。この中でたまたま普天間飛行場の問題をずっと引っ張ってきて、今日を迎えています。やっかいなことだと思ひています。そこで一日も早くこの問題を解決をしていかななくてはいけないというときに、知事が言う県外移設のほうが現実的で、しかも早くなる方法だと思ひということを繰り返されるものから、これは少し時代錯誤ではないかと。今どきは、沖縄の議論としてはわかるかもしれませんが、中央では誰も理解する人はいません。最近の世論調査の中でもやはりそうです。辺野古の問題は、辺野古に移したほうがよりいいという世論調査の結果が出ています。東京行動をやったときにも、街頭からいろいろな批判、罵声が飛ばされたと。非国民だの、国賊だの、そこまで言われたといます。あの背景を考へると、そういうような大きな問題を日本は抱えているという現実があります。そのような中で本当にクールにこの問題を一日も早く解決しようと、また現実的にこの問題を解決しようという場合に、

確かに沖縄県民はそういうような状況にあるけれども、これはいわゆる反対があるからできないということと、現実には危険にさらされているという国防上の問題となったら次元が違う話だと思います。国は何が何でもこの問題を解決しなくてはならないという相当なシミュレーションを立ててやっていると思っています。ですからここをしっかりと考えていかないと、知事は責任を果たせないかもしれないと。リーダーが違った方向でずっとこうして油を注いでいると余計に困難な問題に、困難な状況になるのではないかとということを懸念をして、しっかりと現実を見ていただきたいと思っています。先ほどから言っているように、知事は飛行場のあるところに移したほうが良いと、こういう話をされています。知事は、まさか鳩山総理と同じように具体的な考え方は何もなくぼっと言っていることはないと思いますが、知事の頭の中には具体的に持っていらっしゃるのでしょうか。鳩山総理と同じように、全然県外移設の計画も何もないのに簡単にできるということであれば恐ろしい話です。いかがですか。

○又吉進知事公室長 一連の委員の御質疑の中で、政府としての安全保障に対する考え方、その上での普天間問題、あるいは県の地方自治体としての普天間問題、県民としての普天間問題、それぞれの視点をしっかりと考える必要があると解釈いたしました。それは県も考えているところでございまして、当然この普天間飛行場あるいは海兵隊のプレゼンスというものが県民が納得するような形で一なかなか難しいと思いますが、そういった説明が、そういう努力がされてしかるべきであろうと。しかしながら、そういった説明を求めることをこの3年くらいやっていますが、辺野古に飛行場がどうしても必要な理由、あるいはここでなければならぬ、これが究極の選択肢であるということが納得がなかなかできない状況でございまして。これがいわゆる知事が県外移設を求める理由でございまして、その環境として反対といったものがあるわけでございます。したがって県としましては、知事が具体的な県外移設の目算があるかということですが、そこを発想の転換といいますか、真剣に政府が考えるべきであると申し上げています。

○具志孝助委員 まず1つ、知事は飛行場があるところを考えたほうが良いと、あるはずだとおっしゃっていますが、知事の頭の中にありますか。あそこだったら可能性があるということ。ただ口からぼっと言っているだけの話ですか。

○又吉進知事公室長 もちろん何か想像で物を申し上げているわけではございませんで、それはさまざまな状況ですとか、あるいは海兵隊の移転先といった

ものはそれなりに私どもは勉強はしております。

○具志孝助委員 よく政府が言っていることは理解できないと、このように簡単に片づけられますが、これまでこんなに時間をかけて県外移設を求めているのにもかかわらず理解できないという話が私には理解できません。理解できるように、それではだめだということで政府が県外移設を具体的に調査をしているかどうか、このようなことについてはどうですか。政府は県外移設についてきちんと調査をした跡は皆さんは確認をされていますか。

○又吉進知事公室長 なかなか政府と自治体の関係において、それを私どもがきちんと示していただきたいということを申し上げているわけですが、全て政府がその情報開示しているかどうかはわかりません。しかし、民主党時代に鹿児島県徳之島を含む幾つかの場所を検討したり、あるいは民主党時代に一まだ3党合意の時代にグアム、テニアンといったものを与党の議員が提案をし、それが政権には受け入れられなかったという状況であると考えております。

○具志孝助委員 時間もありませんので閉めますけれども、私は繰り返し同じペーパーを読み上げるだけではなくて、県外と言っているのであれば具体的にどこを指して県外なのか、知事も当然ながらそういう努力を、国のやる責任だということにしないで、みずからも努力をされる。飛行場があるというところにきちんと当たってみるとか、知事が想定しているところに当たってみるという努力を当然やるべきです。そして、政府に対してそれを求めている以上、その可能性があるのか否か、いわゆる政府にそういう考え方があるのかどうか、ここを要求してみるべきです。ぜひ、そういうぐあいにやらないと、ただこういったことを言っても、沖縄でこれだけの人が反対しているからだめですということでは基地問題は解決できないと思います。これが国の専権事項というのであれば、これこそ国の責任でやってくださいと。特別措置法でも何でも国の責任でやってくださいと、こういうことを言外に言っているようなことにならないかということです。国の責任でやってください、国が調査してくださいということになれば、国の責任でやらせてもらいますと、それでいいのですねと、こういうことになりませんかということを心配しています。そういうことで、私はしっかりと現実的にみずからも努力をして、理解できないという話は理解できないのであれば理解できるまで、これまで大臣や要人が訪ねて来ているわけですから、幾らでも理解できるチャンスがあったと思います。理解をしようとしていないと受けとめられていれば話は別の話です。そういうことを申し上

げておきます。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

休憩 午後 3 時33分

再開 午後 7 時33分

(休憩中に、玉城義和委員から、具志孝助委員の鳩山元総理の講演会開催に関する発言の削除を求める意見があり、協議の結果、「野党の一部には」、「呼んで」及び「グループもあるのです。何ですかこれは」を削除することで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

この際、申し上げます。

休憩前の具志孝助委員の発言につきましては、後ほど記録を調査の上、委員長において適切な措置を講ずることにいたします。

休憩以前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情13件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理は全て終了いたしました。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る参考人招致についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、前回委員会で持ち帰り検討事項となっていた参考人招致に関する事項について各会派ごとに報告して協議した結果、文書での回答は認めない、参考人招致については今後も引き続き検討していくこ

とで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る参考人招致については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼